

1. 件名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年10月1日 15時00分～18時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、
土居安全審査専門職、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他4名

発電管理室 部長、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料（CVRD-1-001 改3）
- （2）東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表（CVRD-1-002 改4）
- （3）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置 審査会合における指摘事項の回答（CVRD-1-003 改2）
- （4）東海第二発電所 圧縮減容装置の導入に係る固体廃棄物貯蔵庫の運用管理について（CVRD-1-004 改0）（令和3年8月27日提出資料）
- （5）東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る原子炉設置変更許可申請審査スケジュール（案）（CVRD-1-005 改3）
- （6）圧縮減容装置の散逸し難い設計に係る他社との比較表（CVRD-1-006 改1）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:02	はい。原子力規制庁のカドヤです。それではですねこれから東海第2発電所を圧縮減容装置の設置に係るですね審査ヒアリングを開始したいと思います。まず事業者から今日の説明事項について説明をお願いします。
0:00:21	日本原子力発電のアリモリでございます。それではまず最初に本日のヒアリングで使用する資料の確認から始めさせていただきます。
0:00:29	資料一番としまして、東海第2発電所の圧縮減容装置の設置について補足説明資料でございます。
0:00:37	資料2番として、これまでのヒアリング等における確認事項に対する回答の一覧表でございます。資料三番として、東海第2発電所縮減装置の設置審査会合における指摘事項の回答のパワーポイント資料でございます。
0:00:52	資料4番として、圧縮減容装置の導入に係る運用管理についての追加説明資料でございます。
0:01:00	資料5番の今後の審査スケジュール案でございます。
0:01:04	資料6番が縮減を早期の散逸しがたい設計に関わる対策との比較表でございます。以上三つの説明資料から御説明4名をいたします。
0:01:15	本日の説明については、資料5番の審査スケジュール案から説明をまずさせていただきますしたいと思います。
0:01:25	資料5番の診察スケジュール案のところ、
0:01:29	項目の一番と2番に論点の説明と適合性確認対象要否の説明がございますけれども、その次に三番もございます。
0:01:38	基準適合性の説明としてまず27条から30条についての前回のヒアリングまでの内容も含めて改めて整理した概要を説明をさせていただきたいと思っております。
0:01:51	塔屋で12条から9についても、九州までの部分について、本日順に御説明させていただきますしたいと思います。
0:02:01	説明に当たりましては、資料2番の回答一覧表から前回の第27条から30条、及び12条に関する部分については、このコメント回答票を中心に
0:02:16	設定も説明すべきポイントを説明した上で、資料一番の補足説明資料から詳細な内容を説明をさせていただきたいと思っております。
0:02:24	資料の確認と本日の説明内容については以上です。
0:02:29	はい規制庁のカドヤです。はい。はですね27条のコメントを一への回答かなということで説明を開始してください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	日本原子力発電のアリモリでございます。それでは、まず資料の2番の回答一覧表でございますけども、それと本日10月1日に御説明と書いてあるところから第27条から30条について順に御説明をしてほぼという
0:03:00	説明資料の一番から説明をしていきたいと思います。それは環境法案グループをお願いします。
0:03:06	日本原子力発電環境法案グループのタケダですと27条の御説明につきましては、コメント指摘事項に対する回答一覧表を用いて三つの項目に分けて御説明します一つ目が、
0:03:22	エリアと面積について、二つ目は被ばく評価について三つ目が散逸しがたい設計についての3項目に分けて御説明します。まず一つ目として、コメントリストのNo.40番をご覧ください。前回
0:03:39	前回御指摘いただきましたのが、まず900平米という、今回圧縮人員を装置を設置するエリアに関して仕訳切断作業エリア900レベル中に設置するというのを回答申し上げたところ、
0:03:54	週明け切断作業等は植林用装置では工程が異なると作業者の従事者被ばくは考慮すると仕分け切断作業とか、スクリーニング装置についてエリアを分けて影響を検討したほうが整理しやすくなるではないかという御指摘をいただきました。
0:04:09	今回の縮減を装置の設置によりこれらの面積及び放射エネルギー評価に対してどのように変わるのかということ。また関連しまして第6給水加熱器の使用既設段差量と雑固体廃棄物の手話決算作業の記帳課での利用等のような行われる整理になっているのか。
0:04:27	祝電を当時設置後はそのエリアがどのような整理されて処理能力は変わらないといえるのか説明するようにという御指摘をいただきました。
0:04:36	関連します関連する補足説明資料中の記載としては本日-00一番の資料、通し番号241ページ、242ページからになります。
0:04:56	まず、来許可の内容からご説明します。
0:05:02	142ページの上のほうをまず第6給水加熱器については朱書き切断する作業をする間は不燃性雑固体廃棄物の世話既設の作業実施しない設計として考えております。また241ページの2.1の
0:05:17	2パラグラフ目にありますように、固体廃棄物作業建屋の使用施設段差量の当時のこの建屋の設置前の実績240平米で認可に専門処理していたということを根拠に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	6000本の処理が可能となるよう720平米上回る900平米の青の面積を確保したというのが既許可における設計の考え方でございますと242ページの火線バースクリーンを当時の設置時における設計方針をご覧ください。
0:05:49	圧縮減容装置、3パラグラフ目ですね、黄色く塗ってあるところスクリーン用装置の設置に当たり、2図に示す通り、答えは一部作業建屋の仕分け切断作業エリア内に新たに圧縮減容処理を設けることとします。
0:06:05	仕訳切断エリアにおいては、不燃性雑固体廃棄物の手話既設段差量を行いこれと並行してはスクリーンを処理エリアにおいては、スクリーンを処理を行う設計とするとスクリーンを処理量は祝辞運用装置の説明堰及び作業のための取り回し等の面積を含めて70平米として、
0:06:24	仕訳切断作業では今後は面積830平米にて処理設備の作業を行う設計とします。
0:06:31	スクリーンを数値作業は作業員にスクリーンを作業のを見に従事する作業員につきましては約6名による作業計画しており、いつ議長宛の古い本フロードラム缶六法と想定しております。
0:06:44	込ま次のパラグラフをご覧ください承継切断作業両脇許可における手話既設段差量の処理能力設計の根拠から720平米の床の面積で6000棒の処理が可能となる設計としており、新たにスクリーンを書類エリアを設けまは既設の作業の面積が減少したとしても、
0:07:02	既許可における不燃性立つことや廃棄物の昭和決断されるの処理能力を担保されます。
0:07:08	また高知固体廃棄物処理建屋の主蒸気切断される量において第6給水加熱器の招致切断作業を行うこととしている公益を既許可の話ですけれどもしておりますが、3図に示します通り、新たにスクリーニング処理量を設けたとしても第6給水加熱器の松竹さんが作業を行う作業場所が十分確保できることから、
0:07:27	圧縮減容処理レイヤでのスクリーンを処理と並行して第6給水加熱器の生じスター作業問題なく行える設計とすると、許可と同様第6給水加熱器の処理作業を実施していただければ不燃性だということで、先ほどの仕分け切断されたりしないという御審議変わりはございません。
0:07:45	以上の方針からテンプ申請書の添付資料8に対しまして、エリアを分けて830平米の手話規制されるエリアと70平米のスクリーンを仕入れを新しく設けることを記載いたします。
0:08:03	コメントリストにお戻りください関連しまして、コメントナンバー33番をご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:11	33 番ではがスクリーニング装置の設置に伴う悪影響について説明するように御指摘を承りました。散逸防止の観点ではまずはスクリーニングの装置にフードを設けることでまた
0:08:27	処理能力の観点で年間 6000 本のドラム缶を申し訳切断できる能力等法第 6 給水加熱機を手話決算自由能力に影響を及ぼさないよう現状の処理切断作業エリア内にその面積の裕度の範囲で新しく圧縮減容処理例を設けることといたしますと、
0:08:45	裕度の考え方については先ほど述べた通りです。
0:08:49	エリアと面積に関する御回答は以上です。このまま続き
0:08:54	ここで会見させていただきます。
0:08:59	排気筒のカドヤです。まず 27 条の関係で、入ああですね、区分するということで今回仕訳切断作業エリア内その圧縮減容処理エリアを設定していいということで、エリアを分けるということは理解をしました。
0:09:15	それから仕訳切断作業をする時等がその第 6 給水加熱器等の仕分けAをやるっていうときは、そこは二つが重ならなくて、別々で準じ行われるというかですね。なんで、それぞれが縮減装置と並行した作業になるということで、まず理解を
0:09:34	しました。それでまず仕訳切断作業の方なんですけど、これについては面積、来許可でその作業をニーズの成立性のある面積っていうところから作業の成立性の説明は一応、
0:09:50	あるんですけど、特にその第 6 給水加熱器のその作業の成立性っていうところは、今現状通しの 243 ページのところ、第 6 給水加熱器等の仕分け切断作業問題なく行える設計というふうに
0:10:08	なってるんですけど、ちょっとこれ以上の説明がちょっと見当たらないので、ちょっとこれはを示していただきたいと思っているのがですね、ちょっとですよ。
0:10:21	それから、
0:10:26	27 条ー34 ページなので。
0:10:31	投資でいきますと、271 ページ、ここにですね第 6 給水加熱器の配置いるその際、作業するときのその配置の図、それから、フローっていうのが書かれてまして、これは
0:10:49	昔の補足説審査資料補足説明資料の中で説明をされた内容になってますけど。
0:10:55	これが今回縮減するっていう設置したときにどう変わるのかっていう、利用すれば、この、ここで示されているフィールズの最新化をちょっと図っていただき

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たいというのが1点、まずそれで少し第6給水加熱器の収益切断作業が緒元装置が置かれても成立するっていうところをちょっと確認をしたいと。
0:11:15	いうふうに思います。まずこれが1点目ともう一つが27条-55ページの
0:11:25	通していきますと、292ページでこれも同じ図ですけど、青の同じ図ということですねこれは仕訳切断作業の図になっていて、その下にフォンあのフロー図、フローでその作業の流れが書かれてますけどこれも同様に圧縮減容装置を設置したときに、
0:11:44	この従来説明を補足説明資料で説明しているところの図はどう変わって仕分け切断ができるようにできるのかどうかっていうところを示していただきたいというふうに思います。
0:11:57	特にですねこれ今配置の中で半部層の配置とかを見ていただくと見切りその意思の衆議院装置を設置する場所に置いてあったりっていうのがあって、ちょっとそういう懸念から作業が薬局は別その作業をするとしていたところにどういう影響があるのかと。
0:12:16	いうところをちょっとこの図をもって説明をしていただきたいと思いますが、まずよろしいでしょうか。
0:12:25	原燃の浦です。コメントについては承知いたしました。ええと3217-34と35と55これの最新化を行わせていただきます。一応間考え方を少し述べさせていただきますと、来許可でお示しております。34とか35とか55ですけども。
0:12:45	こちらのちょっとイラストということで、あのフローがわかりやすいように書いてません。今ここにバンド早期ますというふうにちょっと意味合いで書いてるわけじゃないんですけども、その辺も含めましてですね、今御指摘あった3図の最新化させていただきたいと思います。以上です。
0:13:01	はい、わかりました。ちょっとそれで作業の整理、規制庁のカドヤですけども作業の成立性はあの確認をさせていただきたいと思っています。
0:13:10	でちょっと1点確認なんですけどあのにより当初241ページのところで、もともとその仕分け切断作業900900平米っていうのがあって、その900平米っていうのは、通しの245ページのこの第27-3図で言うところの
0:13:31	これはこのピンクと
0:13:34	ブルーのタイルみたいになっているところを足し合わせた面積が
0:13:39	900何かこの日は削ら作業量っていうのは青枠でいくと外枠になると思うんですけど、実際のその900っていうのはどの範囲を
0:13:47	察してますか。
0:13:53	おっしゃる通り、校区プラス大枠という考え方でエアコアワークだ多くの外の枠が99100で、そのうちの赤枠のところがあればですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:09	何だ。
0:14:14	今度は今度は多くが 720 になって縮減は 240 になるってことです。
0:14:21	130 になって、赤が 7 以上になります。830 で 77 億ありました。
0:14:27	日本人のタケダです失礼しました。
0:14:30	はい。
0:14:33	そうですねごめんさ等では話が同時に今のそのエリアのところでちょっとついでの確認なんですけどパワーポイントの資料の③のほうですね、③-3 ページのところで、今何でそのエリアの広さを聞いたかっていうと、
0:14:48	③の資料の 3 ページに、左下に図があって、オレンジ色の破線でその区画された作業場っていうのが書かれていて、これがちょっとこのちょっと変形した形のこの面積になっていてですね、この囲む
0:15:04	関係と、今のこの青枠の関係が少し理解ができなくて 900 平均もともと宛休業日っていうのがこの全体なんだとするとこのオレンジ色の区画された作業場っていうのはちょっとどういう趣旨の置き方になりますか。
0:15:21	日本原子力発電課長のポイント程度です。来許可におきましては、エリアとオーバーという作業場という言葉を使い分けておりまして、手話建設段差量というのが大きな範囲として書かれています。その中に作業場として、
0:15:38	オレンジで囲った範囲を処理施設が作業場ということで区分けして許可をいただいております。だからじゃあこの近くされた作業場っていうのは、先ほどのそのエリアとは全然別なものとして存在をして、
0:15:57	いてってことですね、日本人のタケダです。とより内側の概念となります。
0:16:03	わかりました。そうすると、ちょっと後程散逸しがたいのところでいきますけどこの中のこの点線の破線の臨時はあまり関係がないエリアという理解をしました。
0:16:16	はい。
0:16:18	IAEA基準のカドヤですけども。
0:16:21	DRの関係で、その他規制庁側から確認ありますか。
0:16:29	まずはエリアでこの後なので被ばくの話とそれから散逸しがたいっていうところの説明があると思いますけど、まずこのエリアの面積とか作業の成立性みたいなもので確認があればお願いします。
0:16:44	はい、とりあえずよろしいですかね。じゃあ次に被ばく作業は被ばくのところをお願いします。
0:16:50	日本原子力発電の武田です。被ばく評価関係を説明させていただきます。
0:17:06	いたしましたコメントNo.42 番、
0:17:19	コメントNo.42 番をご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:24	前回のヒアリングの際に御指摘いただきましたのがまず線量評価に用いる放出期間を置く時間の 250 日としていることの妥当性を示すこと、線量評価に用いる呼吸率を政治を用いたことの原因を示すこと。
0:17:41	呼吸摂取による実効線量換算係数の参照元を示すこと。
0:17:47	また 43 番そのままコメント No.43 番ご覧いただきまして、一般公衆被ばくの評価結果が添 9 のちら通知に比べ 10 分小さいことを示すこと、一般公衆被曝の評価結果とあわせて参考として、
0:18:02	粒子状放射性物質のまたホースの実績を示すこと以上の御指摘をいただきました。
0:18:08	補足説明資料、資料 No.1 補足説明資料の通し番号 449 ページをご覧ください。
0:18:17	150 ページをご覧ください。
0:18:21	こちらがまず既許可における評価方針として、少しわかりやすさの観点から取扱放射エネルギーの欄に取り扱っている放射線を当てた倒壊多摩等いわゆる本市と東海第 2 か。
0:18:36	結局商事 1000 冊については対象となっていることをもう 1 回しております。
0:18:42	そのまま続けて 2 通し番号 251 ページをご覧ください。
0:18:47	一方、今回のスクリーンを装置の設置に対しては取り扱う放射エネルギーの算出にあたっては東海第 2 の廃棄物を対象としているという事わかりやすさの観点から明記いたしました。
0:18:58	呼吸率の欄をご覧ください。本評価では小児の甲状腺に蓄積しやすい傾向も不要層が評価対象となって抑圧被ばく評価において保守的な結果となる幼少に比べて呼吸率の高い成人の呼吸率を用いたということを記載しております。
0:19:14	14 ページのその下の欄をご覧ください。実効線量率換算係数につきましては、線量告示の換算係数ですが参照元として ICRP の Pub168 を用いていることを記載いたしました。
0:19:29	前ある What を開くチームの 200 全 α の防護換算係数等は全 α として各チームを使っているというところが黄色ハッチングかかっていますが、申し訳ありません、これ前回のヒアリングでちょっと主導の最新化がなされておらず、実際この表この核種を使って評価しております。
0:19:47	評価結果の線量には影響はございません。
0:19:50	申し訳ございません。
0:19:52	続きまして、通し番号 252 ページをご覧ください。6 時間、放出量として放出時間として 6 時間を、を選定した根拠として、1 直作業として朝礼及び休憩等除いて午前及び午後 3 時間の作業を行うということになって立と。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:11	いうことを記載いたしました年間 150 日の根拠としては 50 種年間 5 助手集合 いつか作業するものとして評価するというので記載いたしました。
0:20:23	その通し番号 255 ページをご覧ください。
0:20:27	先ほどのエリアに関連してですけれども、既許可における年間放出量はスクリー ンを処理量の設置に伴い仕分け切断作業用の面積が減少するものの、手話 基本不処理本数等に変更はないため横の既許可で行った評価に影響がない ということを確認いたしました。
0:20:46	続きましてその通し番号 257 ページをご覧ください。
0:20:53	またから始まる説明になります。また添付資料 9 に示される東海第 2 発電所 による平常時の被ばく評価の合計値は約 4.4mSv。
0:21:04	内訳は記載の通りですと、これに比べて 10 分小さいと等確認いたしました。
0:21:11	確認者というのはその一つ前のページ、27-4 表の合計値が 4.7×10 のマイ ナス 2 乗 mSv となりますので、今の平常時被ばくと比べても十分小さいとい うことを確認したということに記載しております。
0:21:26	またなおから始まる黄色の文章ですけれども、前粒子放射性物質の放出に関 しては、放射線重油の従事者等を線量等報告書及び放射線管理等報告書で 報告しております通り過去 5 年間の廃棄物処理建屋排気等で固体廃棄物処 理棟からの
0:21:45	排気が放出される排気となりますけれども、こちらの配管の放出量は排気塔から の放出量は 5 表に示す通りすべて検出限界未満であるということを確認して おります 5 表に記載のある通りこの件数限界濃度よりもでは検出できていな いところを少ない検出限界未満アマン量である。
0:22:04	いうことを表で説明しております。
0:22:08	被ばく評価関係の御指摘事項への回答は以上になります。
0:22:13	規制庁風ですはいありがとうございます。規制庁側から被ばく評価関係、ま ず、
0:22:22	どうぞ。
0:22:26	規制庁のドイ率けれども、
0:22:35	まず、20、
0:22:39	7 の
0:22:42	17 のところなんですけれども、
0:22:47	年間取扱放射エネルギーのところというのは
0:22:57	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:59	27の自由ですかねを参考にして計算していた場合にはNOを単純にドルドラム缶1本当たりの放射能を同じになるというような前回のヒアリングでは何かそのような説明の記載がなされてたかと思うんですけども、
0:23:18	これって
0:23:20	以上単純に
0:23:23	仕訳切断作業の方と圧縮減容装置のほうで年間取扱放射エネルギーに
0:23:30	これは本数の日にならないっていうドアの先ほど説明のあったその取り扱いが東海、前回このオレンジの枠のほうは東海第2と等価いいのもの。
0:23:43	取り扱うということで赤枠な縮減は東海第2しか取り扱わないからそこに差が火災が生じるというようなことで理解でよろしかったですか。
0:23:54	そのタケダです。その通りです。
0:23:58	はい。ありがとうございます。
0:24:01	あとすいませんもう1点ですね確認したかったのが、
0:24:13	はい。
0:24:44	ほかの27-19のところですね
0:24:50	周辺監視区域外の一般公衆の実効線量のところで、ここでトリチウムの
0:25:02	当評価かな。
0:25:06	すいませんここじゃなくて1027-3、3表かな。
0:25:10	ちょっと前回のヒアリングと表が変わっているんで、
0:25:16	はい。
0:25:17	はい。
0:25:19	これ、
0:25:29	すいません失礼しましたけど27-3表の255ページですね、所のトリチウムの空気中濃度限度なんですけれども、
0:25:42	これに充てが -5.0×10 のマイナス3乗というのを使っているんですけども、これ、ここで5個の数値をを採用している根拠を教えてくださいなと思います。トリチウムあったのと一番厳しいあったりだと
0:26:00	3.9×10 のマイナス3乗だったかなというような数値があったかと思うんですけども、そのところはちょっと教えてくださいなと思います。
0:26:28	原電オオウラです。本店側に山本君がいますか。
0:26:41	すでに／鉄塔原電の山本でちょっと今の日本のちょっと正確に聞き取れてなくてですね、申し訳ないんですけど、もう一度ご質問の内容を確認いただいています。
0:27:03	規制庁のドイですけども、
0:27:09	その255ページの27-3表のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:17	比較する値として空港トリチウムの空气中濃度限度が -5.0×10 のマイナス3乗という値を
0:27:26	使っているんですけども、
0:27:31	これのもととなっている線量告示ですとトリチウムの空气中濃度限度っていうのが、
0:27:41	一番厳しい値だと 3×10 のマイナス3乗というようなものが状況除く化合物とかですね、有機物メーターを除くということであるんですけども、その一番厳しい値で評価しないでこの 5.0×10 のマイナス3乗という値を使っているところのその根拠を説明してください。
0:28:06	すいません原電の山本です。えっとですね今資料に記載されている濃度限度についてはですね、常に許可になってるもので説明したものをベースに記載した濃度限度になっております。
0:28:23	多分化学形態によって言動がいろいろ違うので、それに対しての最も厳しい濃度限度等で比較するものじゃ比較するほうがいいんじゃないかっていうことはこういうふうに認識しました。
0:28:41	そうですね。今具体的にどういふ与えポリシーメーカー形態のものを載せているかをちょっと確認しないとイケないのと、実際に作業してですね、出てくるであろうとの化学形態としてを確認した上で、
0:29:00	選定しているというふうになんて確認してありますので、その辺も少しちょっと確認させていただくということよろしいでしょうか。
0:29:08	はい。そうですね。よろしくお願ひします。それで来許可のときにということであれば既許可のときにどういふ説明していたのかっていうのを説明して欲しいのと、あと先ほど適切な化学系でというようなことがあったんですけども、
0:29:28	251 ページの 27-14 ですね、ここでちょっと取りチームは一度有機物ですね、そのあたりを使っていけば、
0:29:42	告示の中での 1 の一番厳しい値を使っているんで、その辺のところの
0:29:49	根拠がちょっとですね、こちらのほうで理解できなかったんで説明を求めたところですので、そこのところですね、説明のほうをよろしくお願ひいたします。
0:30:03	以上です。
0:30:07	原電の山本です。ちょっと濃度限度のままあの確認させていただきまして線量評価の方法については、
0:30:19	個別の可能可能性のあるまたは形態を見てるんですけど、基本的には厳しめの値を拾ってきて評価しています。あえて言うなら、川本邦定員の
0:30:39	ホームページの判断軽水

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:44	三つについては、
0:30:48	厳しいものが常務上記の常勤に対するカンダケースが一番厳しくなってるんですけど、基本的にその救うするものでその時に蒸気が出るってことを想定してないので、それ以外除いて最も厳しいパーク形態としてアマノに参加。
0:31:08	そうですね。そのものをKm提携さ今回計算をしているというところで、それ以外の核種については、基本的には厳しめになるような換算係数を拾ってきて今回計算をさせていただいております。
0:31:24	以上です。
0:31:26	はい。規制庁ノロウイルスけれどもネットそうですね概ね一番厳しい値を拾ってきているというのは、資料4で理解をしているところだったんですけども先ほどのトリチウムのところのように、
0:31:41	一部ですね、一番厳しい値を使っていないところが見受けられたので、そのところの根拠を説明して欲しいというのが趣旨でしたので、
0:31:55	武藤層ですね一番厳しくなっていないところの
0:32:00	説明というところで数年間、もしくはある考え方があって、
0:32:10	今の説明だとそのそれぞれの個別のところの何かここはですねこういう辺り使ったっていう中つまみ食いのですね、あまりと統一的な考え方に基づいているようにはちょっと聞こえなかったもので、そのところですね、全体としてどういう方針で、
0:32:28	考え方ですね。で計算しているのかというところでその中で、一部
0:32:38	ほかの説明とかがあってですね、ここが一番厳しい値使っていないとかそういうようなところがあれば、そういうところは説明していただければと思います。よろしくお願いします。
0:32:52	原電の山本です。承知いたしました。
0:33:13	規制庁のナガエです。ちょっとまずを確認したいんですけども、
0:33:20	通しのページの250ページの表の27年1表なんですけれども、これ既許可の評価に用いた条件のところなんですけれども、
0:33:31	251ページにある今回縮減用の評価に用いた条件で比較したときに、
0:33:41	表の27-1のところ放出期間が書かれてないんですけども、これに、これは幾つなのかちょっと教えていただきたいんですけども、
0:33:59	日本原子力発電の瀧川です。表の27-1の放水時間につきましては24時間365日を用いております。
0:34:13	規制庁のナガエですわかりましたということは今回の圧縮原因を装置では256時間、1日6時間で年間250日ということで、かなりな差がまざるということですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:32	日本原子力発電の竹矢です。その通りです。
0:34:36	わかりましたそうすると
0:34:39	既許可の表の 27-1 表と今回の縮減装置で追加された 27-2 表っていうのでは、先ほど当位置、
0:34:51	投入を含めて含めてインベントリを出すか或いは通りだけでドラム缶のインベントリを出す方も違ってると、
0:34:58	今の期間ですね、放出期間も違ってると、あと大きい移行率ですね粒子の移行率も違ってかなり前提条件が違ってると、そのあとにですね、
0:35:16	線量の評価までなされるときに
0:35:20	200 通しのページ 255 ページですか。
0:35:24	評価の上のほうのところを見ると、来局年間推定放出量
0:35:32	今回の申請の年間放出量合わせた形で、またそれを年間作業時間で割り戻して、あとあの相対濃度掛けるっていう形にしてるんですけども、
0:35:46	おそらく既許可はですね、
0:35:50	周辺が職域の空気中濃度だけでそれが告示に比べてどれぐらい小さいかっていうところまで終わって、今回は基準規格基準規則の中の解釈で
0:36:06	マイクログレイまでっていう話になってたと思うんで、
0:36:13	すいません、シーベルトに
0:36:16	3mSvのところまで添付 9 との関係で被曝線量までシーベルトまでっていう形で求めたんで出されたと思うんですけども、
0:36:27	要は既許可が等を今回のその申請で解析条件の前提が随分違うので、それを一緒にして線量に今回されてるっていうのがですねちょっと
0:36:41	ちょっと前提条件が違うもの両方合わせたっていう形で少しちょっと
0:36:48	どうかなと思うところがあるので、既許可のやつは基本的に
0:36:55	空気中の濃度まで周辺が筑銀の濃度までやるので被ばく量で出すの出すのであれば、そこで、今回新たに評価した際に用いて何層の呼吸率とか、そういったベクレルシーベルトの火山で被ばく量比
0:37:12	に素直にこう直し、直した形で幾らになると。
0:37:16	それから今回のやつは今回の原因圧縮減容主装置から出るものだけでどれだけの周辺公衆に対する被ばくになるかっていうのをちょっと別のパッケージでちょっと示していただいて、
0:37:33	最終的にそれぞれ達したような形で添付 9 の平常被曝の線量に対して、十分小さいということをちょっとお示しいただきたいんですけども、
0:37:56	ここは現在本店のほう、そちらの対応できませんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:05	それは原電の山本で不変動今おっしゃられた内容もちよつと確認させていただきたいんですけど、ページの 255 ページのほうに記載されてる式ですね。ところが窃盗巻きキャッチ許可の放出量とあと今回の申請における放出量それぞれ達し、
0:38:25	ピアノのホウ素濃度を出してるんですけど、ここについて許可なら許可の濃度を足して規定と公開の申請など申請で濃度を出してその上で、それぞれの線量出して合計でどうなのかというような記載。
0:38:41	普通にすると記載にするとということによろしいですか。
0:38:46	はい。そういうそういう分けてそれぞれを分けてそれぞれの結果を出してさういってお願いです。
0:38:55	原燃の山本です。想定いたしました。計算自体は、それぞれ分けて計算しているので、通帳記載する。
0:39:05	ことによろしいかなと思いますので、はい、了解しました。
0:39:13	規制庁の原ですよろしく申し上げます。
0:39:22	はい、統計上のカドヤです。今のところ、これまでも表に評価条件みたいなところを結構合わせるような形でいろいろヒアリングの中でも確認をしてきた経緯があるんですけど、最終的にその一部分だけを合わせて最後じゃ足し上げることが本当に正しいのかってことがやっぱり
0:39:39	どこまでいってもあるなっていうところがありますので、当時今ナガエから指摘があったようにせよ、やっぱりそこは単純に足し上げて結果を示すっていうよりはそれぞれで出したもので評価をするという形がふさわしいかなということこそは少し検討して対応いただければと。
0:39:58	いうふうに思います。
0:40:05	IAEAと非液状化ですけれども被ばく関係は、
0:40:10	1 個。
0:40:16	規制庁のドイ率けれども、ちよつと 1 点確認したいんですけども、251 ページ、27 条の 14 ですね、このところで全 α のところの実効線量完全係数ですね、
0:40:32	前回のヒアリングのときに、前回の資料とおからちよつと記載を適正化したということで口の 227 ですね 6.3×10 の二乗というふうになっているんですけども、一方でですね 256 ページ、27-19 のところですね。
0:40:52	この表第 27-4 表のところでも全 α のあたりというのが 4.1×10 のマイナス二乗マイクロシーベルトパーイヤーということで、前回のヒアリング資料と変わっていないんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	上の真ん中辺りの計算によると、その実効線量換算係数以外のパラメータは多分前回と変わってないと思って。
0:41:16	一定、その中で実感残係数がですねと 20 倍ぐらい増えたのに、この全 α の実効線量が
0:41:25	ほとんど変わっていないっていうところはどのようなちょっと考え方なのか、説明をお願いします。
0:41:34	原電の山本です。えっとですね、ここにつきましては、前回
0:41:42	なんだっけ、ウラン 23Qグループするプルトニウム国東半島になってたんですけど、ここは資料上もう記載の表記を誤ってただけでして計算自体は、この空き地ゲームの看板係数で計算されていたので、
0:42:01	実際結果には影響なかったということです。以上です。はい、えっと理解しました最初の説明だとなんか
0:42:11	派端数が変わったけど高結果変わらなかったというふうに関心していたのでそうじゃなくて、計算、資料の表記だけ間違っていたということで理解しました。以上です。
0:42:29	はい。規制庁からです。はい、そのほか、
0:42:35	規制庁の儘田ですけれども、通しの 200、
0:42:42	50 ページと 51 ページの第 27-1 表と 2 表なんですけれども、
0:42:48	上から 2 段目の取り扱い放射エネルギーで今回取扱対象廃棄物として、
0:42:56	250 ページのほうは、
0:42:58	当位置等にですか、251 ページは東海第 2、
0:43:03	だけということで、参考 10 の通り算出っていうのも、
0:43:09	書かれてるんですけど。
0:43:11	いうところを参考に 183 ページからついている参考 10 見ても
0:43:18	東海と東海第 2 と両方が出てくる。
0:43:23	いうふうに見えるんですけど
0:43:25	251 ページの 27 日に表でこと東海第 2 だけになる。
0:43:33	理由をちょっと伺いたいんですけど、
0:43:41	原電の小浦です。
0:43:44	今回東海第 2 だけを取り扱い対象廃棄物にしているというのは共用にしないで、東海第 2 の設備として導入しますと、したがって、東海発電所を廃棄物はこの圧縮装置では取り扱わないと。
0:43:59	ただ計算、算出の方法としましては、前回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:04	ここだけ下げ建屋の許可のときに、東海発電所東海第 2 発電所それぞれをスケールリングファクタ等々を用いて算出しているんですけども、その投入側の方法を基本的に等値等々に至る数字ファクターが違うだけで、
0:44:20	3 社と同じなんですけども、東海第 2 の方法を書くファクター等を使って、
0:44:28	既許可と同じ方法で東海第 2 だけの
0:44:32	保護者の計算したということですか。
0:44:39	本日は、交通のタケダです。参考 15 をご覧いただきまして、通し番号 284 ページをご覧ください。
0:44:49	コバルト 60 とセシウム 137 の放射能について東海と東海第 2 発電所が書かれておましてこのうち今回の主人装置の評価をやると東海第 2 発電所の値を用いております。また、285 ページをご覧ください。
0:45:06	コバルトとセシウム以外の核種について記載があります。東海発電所と東海第 2 発電所それぞれの法定の放射能濃度比がありますけども、こちらスクリーニング装置の評価にあたっては東海第 2 発電所のほうの値を使っています。今回はスクリーンの訴訟の取り扱いファイル簿放射能等に大正と書いておりますのは、
0:45:25	こちらの表の値を使っているということを意味しております。
0:45:42	規制庁の天野です。評価条件を、東海第 2 の
0:45:48	スケールリングファクター云々で評価をされてるのでというのは、
0:45:54	そういう御説明なんですけど、
0:45:59	そのもともとの前提とする足 251 ページの圧縮減容装置の
0:46:06	取り扱う対象の廃棄物の廃棄体が
0:46:12	東海第 1 のものを取り扱わないで東海第 2 のものしか取り扱わないということなんですけどそのあたりがちょっと
0:46:24	12 条の 7 項の共用のところでも、
0:46:30	通しの 16 ページですか。
0:46:34	16 ページで 12 条 7 項のところに
0:46:38	以上の原子炉施設間で共有しない設計とすると書いてあるので。
0:46:43	ということなんですけど。
0:46:47	ちょっとその今日共用しているものとしてないものが、
0:46:51	一定程度、どういう考え方で
0:46:54	分けていて、それが運用段階で、
0:46:59	本当に分けられるのかっていうあたりがちょっと資料見ても、
0:47:03	よくわからないところがあるので、その辺ちょっと資料でセットと説明を
0:47:10	ちょっとお願いしたいと思うんですけどいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:19	原電の浦です。今回東海第2 共用にせず、東海第2 の設置だけの設備として導入する理由なんですけども、日本原燃さんの埋設施設の方が、今、対象として東海発電所は除外をされております。つまり、
0:47:36	東海発電所の廃棄物を処理しても受け入れていただけないということがありますので、東海発電所の廃棄物はこの圧縮装置では使わないで今までは受け入れていただいたんですけども、先日3号埋設と12号のマイナーチェンジで認可が出たと思うんですけど、許可が出たと思うんですけども。
0:47:53	そのときに、東海発電所ってのは対象はきつかつ除外をされました。したがって今回新しく入れるこの圧縮装置っていうのは、東海第2 の配置図だけを処理するというので、共用しないということにしております。
0:48:10	以上です。
0:48:11	。
0:48:13	原電の武田です。今回共用設備として申請しておりませんので、時目だと思っておったところはあったんですけども、確かに日か扱えませんということを明示化しておりませんので、それは資料に記載してます。また実際はドラムヤードから廃棄物をもって規定するときに、
0:48:31	東海第2 という地点と示されて管理されておりますので、そういうものを持ってくるといことをきちんと資料に書き込ませていただきます。
0:48:42	規制庁のものです。ありがとうございましたそうそうしますと、
0:48:47	265 ページの申請書にもついているフローで、
0:48:53	下のほうに個目で東海発電所と共用する部分は
0:49:00	* がついてるんですけど。
0:49:02	圧縮減容装置については共用しないというのは先ほどご説明いただいた理由で、
0:49:10	その運用がちゃんとできるというのはそもそも、
0:49:15	保管されてるドラム缶がちゃんと
0:49:19	遠い所通りで識別できるということなのでそうするという。
0:49:25	ことはわかりましたので。それがちょっとワーカーわかるようになってないところはちょっと記載を、
0:49:33	充実していただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうか。保険タケダ承知しました。
0:49:39	よろしく申し上げます。
0:49:44	はい。規制庁かでそれじゃ被ばくの関係は以上でよろしいですかね。次に、散逸しがたいいい設計よろしく申し上げます。
0:49:54	日本原子力発電の武田です。まず、コメントリストをまたご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:03	コメントなんぼ 30
0:50:07	2 番をご覧ください。
0:50:10	それからご出席いただきましたー5 を損失防止をするためにフードを設置しますという御説明を差し上げたところ、マスク事業そっちにフードを設置するにあたり、建屋全体の換気能力に影響がないことを説明することという御指摘をいただきました。
0:50:27	またオオウラ 51 番をご覧ください。
0:50:33	こちらは多少とも他社のその類似設備との散逸防止に係る設計の差異について、ご指摘をいただきまして、多数の実績がメール設備以外の設備についても記載していると例えばエリアを配置するとかという記載がありますので、
0:50:52	それらについても特にとの違いがわかるように識別して記載することという御指摘を日フード関係ではいただいております。
0:51:00	また資料 7-00 一番補足説明資料を提示いただきまして、当初は 563 ページをご覧ください。
0:51:12	黄色いハッチングのある記載になりますが、圧縮減容装置にまず設置する封筒自体は前回御説明申し上げました通り、27 ページ、7 図にあるようなものを設置いたします。
0:51:28	そういうフードからの排気につきましては答え廃棄物作業建屋の換気系における汚染の可能性のある区域、
0:51:39	通し番号 247 ページと合わせて見ていただくとわかるのかなと思いますが、答え廃棄物作業建屋換気系の中の性状空気の次にある汚染の可能性のある区域もこちらに設置して、
0:51:54	そのあとフィルターや排気ファンが後段にあるというような場所に設置をいたします。
0:52:00	すいません、当初は 563 ページに戻りまして仕分け作業エリア切断作業量や早く減容エリアからの排気ラインに接続するとフードの下部からの汚染の可能性のある区域の雰囲気これがこの設置した区域の
0:52:18	空気ですね、を排気するということで区域の株からその部屋全体の公共結局吸って排気いたしますので、汚染の可能性のある区域のを負圧維持や管理能力には気を与えないと。
0:52:34	いうふうな設計を今後詳細設計でも大不動していく中で、筐体内に設置をしていきますということを記載しております。
0:52:45	また、多少とも比較になりますけどもオービスの資料になります資料番号 006 番をご覧ください。
0:52:55	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:57	まず中電さんの仙台 12 号機のほうに書いてある内容から少し補足を加えましたので御説明さしあげます※1 分別前処理過程についてどういう再発防止をしているかというのを少し補足で詳しく書いております分別前処理室汚染区域に設定し、
0:53:17	分別前処理室内は圧縮固化処理棟換気設備により負圧により負圧に維持するとともに、分別前処理作業にとっては対象廃棄物ごとに適切な散逸防止策対策を行うことで、放射性廃棄物の物質が散逸しがしにくい設計とすると。
0:53:35	しております。また固形化材モルタルを充填する過程を※2 の注釈として加えております。モルタル充填作業は食固化処理等いっばいのモルタル充填する行うこととしていると損耗の主なサービスをした歳以下の通りであるというふうな規制がありまして二つ書いております。
0:53:55	アスクルのドラム缶を詰め鳥取圧縮後のドラム缶を詰めてドラム缶直接充填用ドラム缶は蓋を開けた後、電動コンベヤにより運搬するし、また電動コンベアを昨年に切断するため運搬著作ない人が立ち入ることはない。
0:54:11	モルタル充填時にはもドラム缶内からの放射性物質の散逸を防止するため、ドラム缶開口部伴うモルタル充填との間に風洞装着し、その排気を建屋ファンで吸引しフィルタを通して排気するというようなことが 9 電さんの説明になっております。
0:54:27	4 電さんの伊方 12 号のほうもあわせて説明します。べらそうちゅう焦ったすいません安全審査資料のほうに注釈を打つ聞こえてまして、ちょっとこれは直接同じ言葉が施策にあるわけではないですけどもちょっと代について補足するのが一つ聞こえてます。
0:54:46	メール装置が設置される雑固体処理建屋内では大きく分けて五つの作業分別作業圧縮作業ドラム詰め作業モルタル充填作業運搬作業を実施するとしております冬期のアスクル以外の作業プロセスについてはグリーンハウスを設置。
0:55:01	地クリーンハウス内の負圧も維持ドラム缶に不当する等の汚染拡大防止対策を行うとしていると。
0:55:08	では 4 電さんの説明になります。
0:55:11	東海第 2 のほうにつきましても注釈で少し説明を追加いたしました。仕訳切断作業というすでに許可を得て実施しているものですが、この SAP 残作業につきまちは固体廃棄物車両建屋内の壁天井扉により区画され、同建屋の換気系により負圧に維持される。
0:55:30	仕訳切断される実施することで放射性物質が散逸しがしにくい設計としております。これ既許可の設計になります。備考のほうで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:41	無停電枯渴包括まとめたような説明の文章を加えました仙台 12 号の申請範囲はビラを含んだ廃棄物発生設備の一式を選出されておりますと、エリア内の配置として分別前処理室及びモルタル充填室の換気を行い、
0:55:58	放射性物質が散逸しにくい設計としていると、またフード内の排気としてべら及びモルタル充填棒それぞれフードで覆い廃棄することで放射性物質が散逸しにくい設計として、また伊方においても分別作業等においては、グリーンハウスの設置シベリアにおいてはフードを設置することで、
0:56:17	再発しにくい設計としている東海第 2 においては分別前処理過程に相当する、手話近接段差量では固体廃棄物作業建屋換気系で高圧が維持される手話刻ん作業エリアで実施しておりますまた今回の申請範囲であるスクリーンを装置のサービスで堰については、
0:56:35	フードを設置することとするため高さの適合方針と同様であると。
0:56:39	豆腐表の一番上に月結論めいた文章を記載しましたいずれの装置も圧縮過程においてはフード等で差圧範囲を限定した上で換気導くことで、放射性物質が散逸しにくい設計としておりまして差異はないというふうに考えております。
0:56:54	フード関係の御説明は以上です。
0:56:58	はい規制庁の加藤です。ありがとうございます。まず風土の関係の関係ですね 33 番で通しの 263 ページのところ、建家の換気経営とかその負圧の維持に影響与えませんかというの方針としてはまあそういうことなんだろうと思うんですけど。
0:57:16	結局風土を介して今度あのエリアの空気をするんで、多分そこら辺の本当の成立性は多分工認のところできっちり確認をさせていただくということかなというふうに思いますんで、それとですね等する。
0:57:33	今資料の⑥のところに記載をしていただいた関係になるんですけど、圧縮減容装置のほうは大不動つけて、そういう建屋の換気系に繋いでってということでそれ山地がたい設計と
0:57:51	しますと、いうふうになっているんですけど、これあの仕分け切断作業をエリアのほうですね、そちらのほうに行くんですけどね、例えば
0:58:05	既許可で添付書類 8 の記載が 20、
0:58:11	7 条の 58 後にこの
0:58:27	27 条の 58 は通しの 295 ページのところにこれ結局その日は経営設代理の作業のどの歳出防止する放射性物質の散逸防止するためっていうので周囲から区画し作業中は、
0:58:44	当該空気を負圧に維持する等の汚染拡大防止措置を講じるっていうところで、ここは少しここでの影響っていうのをちょっと検討していただく必要があるかな

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>とあってまして、今回これ仕分け切断作業エリアの中に圧縮減容装置のエリアは設けていて、</p>
0:59:03	<p>結局ここではその周囲から告白し作業は当該区域負圧に維持する等の汚染拡大防止っていうところで区画自体はエリア分かれているんですけど、区画が分かれていないっていうところと、</p>
0:59:18	<p>あと、ちょっと逆にこの資料の⑥を見ると、仕訳切断作業を東海大の焼結炉作業それから九州電力の分別枚処理過程とか、4 四国電力の分別作業圧縮先ほどまとめて</p>
0:59:35	<p>そのほか行われてる作業のところの散逸しがたい設計っていうのが、</p>
0:59:41	<p>ちょっと大分落差があるかなっていう形に見えてですね、結局例えば仙台でいくと、</p>
0:59:51	<p>対象を出すことで廃棄物の適切な散逸防止対策を行うことっていうので例えば切断するときにはその局排多くとかですね東海第2のほうも、局排とかそういうのは必要に置いておきますっていうのは、資料としては書いてあるんですけど、現状言い回しの理解だとそれって、</p>
1:00:07	<p>歳出しがたい設計のため、</p>
1:00:11	<p>でやるとは言ってないのかなとちょっと理解をされていてですね、それが或いはこの添付8で言うところの汚染防止設計維持する等の実は等々で読むんですけど、ということなら、そういうその局所排風機みたいなものを使った適切な</p>
1:00:29	<p>単一防護措置とかですね。</p>
1:00:32	<p>そういったものが</p>
1:00:37	<p>図られるのかどうかって言った辺りの整理がちょっといいかなと思ってて、例えば今の関係と四国の四国電力の関係では、今の黄色のところていくと、上記祝以外の作業プロセスにおいては、グリーンハウスの設置とかグリーンハウスはないの。</p>
1:00:52	<p>負圧の維持っていう多分あのその別な作業のところは別な形でグリーンハウスを作って負圧を維持しますとかっていうのが、</p>
1:01:01	<p>方針として示されていてですね、少しその今回も圧縮減容装置の設置っていうことの設置変更許可申請ではあるんですけど結果それがその内訳切断作業エリアの中に作られて手話決断エリアのほうの</p>
1:01:17	<p>散逸しがたい設計っていうのに、おそらく影響を与えてそちら側の産地がたい設計っていうのが</p>
1:01:26	<p>どうどう達成されているのか。</p>
1:01:29	<p>ていうところが少しこの添付8の記載ぶりを含めて確認する必要があるかなと思っておりますと、</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:38	ちょっと趣旨伝わってますかね。
1:01:46	原子力発電所タケダ率、ちょっと回答。
1:01:51	今御指摘いただいたのを、そのグリーンハウスの設置であるとか、局所排風機の設置とかっていうのもある意味、運用段階にあったような作業かと思っ ます。それらも許可要件になってくるだろうという。
1:02:06	キョウデン小宮へと規制庁の方で逆に確認なんですけどそう仙台とかああの 生き方っていうのはこの米印で書かれている対応がその散逸しがたい。
1:02:19	いうことになっているわけではない。
1:03:00	原電の浦です。仙台の設置許可のほうにはですね。散逸しがたい設計とする としか書けないわけですけども、その中で、5項、この資料の6に記載のよう なことを補足説明資料の中で、
1:03:16	ここことやらせることといいますの中で、分別処理に当たるところでは九州セン ターさん妥当。
1:03:24	ほう。
1:03:26	分別仕分け分別前分別枚処理室内というその分別処理室というところを、
1:03:32	負圧に維持するというようなことを書いてあるということになります。聞いた中 で、なので、その申請書ベースで書かれている内容っていうのは各々同等レ ベルで書かれているということは理解はしていて、それに対するじゃ中身が具 体的なんですかっていうところの説明で、
1:03:51	ちょっと気にしてるのがこの今のこの先ほど申し上げて 295 ページの添付書 類 8 の記載ですねその切断作業依頼の作業場はっていうので周囲から区画 して作業中は、当該区画を負圧に維持する等の汚染拡大措置をとるという ところで、
1:04:09	今回同じエリアで名勝分けるわけないは別として結局同じように二つの工程が 入ってきて、その片や仕訳切断作業の方っていうのは散逸しがたいの今この 記載ぶりをそのまま読むと、
1:04:24	少しその圧縮減容装置が加わったことで、ここでこれが果たして成立している のかなっていうところにちょっとを確認したいと思っていますと、そういう意味に おいて、じゃあ何で
1:04:39	佐一型を持ってくるのかっていうところを考えたときに他電力のを所見ると、そ こは何かもう少し何か踏み込んだ形で書かれていたりとか、対策がもっと何か 単に負圧にしますっていうだけじゃないことも含めて説明がなされて、
1:04:57	いてですね、それが今ここで言っているなんかをどう負圧に維持する等の等 何か含まれているという説明なのか、あくまで負圧にすることで、散逸しがたい ということなのかっていうところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:13	もしその負圧にすることだけってということ等でいくんですと、少しですねこの添付書類 8 の記載がこのままでいいのかっていうところはちょっと検討が必要だと思いますし、
1:05:26	という意味でここはですねちょっと先行のその説明内容を今ここで黄色で書いていただいているところ、⑥の資料で黄色く書いていただいているところの書きぶりのところの比較とかですねをすると、少し
1:05:43	添付 8 のところもの中身ですね、ちょっと検討する必要があるというふうに思っていますので、
1:05:49	守秘ご理解いただけませんか。
1:05:57	事務系職というディス趣旨承知いたしました。
1:06:03	ちょっとどういうふうに入りきるかも含めて、持ち帰り検討したいと思います。
1:06:08	はい。許可で最終的に店パッチが直るか直らないかというところが結構大きいので、その書きぶりによってはっていうとこだと思いますのでそこはよく検討していただければと思います。この点規制庁側から、
1:06:25	。
1:06:28	規制庁のアマノですけど、今の点なんですけどこの 295 ページの
1:06:33	結局(7)の記載を見ると、先ほど、
1:06:39	カドヤからありましたように、
1:06:42	東りは圧縮減容装置というのがなかったので散逸を防止するためということで、
1:06:49	仕訳切断作業を行う。
1:06:52	エリアについては周囲から区画しということなので、
1:06:58	縮減を通知があった場合に、そこは周囲から区画、
1:07:04	された状態になくなるのではないかと。
1:07:07	注意から区画されたというのかという。
1:07:10	のがあって、
1:07:13	さらに作業中は当該
1:07:16	区域を負圧に維持する等の汚染拡大防止措置を講ずると。
1:07:22	ということで、先ほどありましたようにエリアとか作業場とか区域とか、いろいろな言葉が出てくるんですけども、
1:07:31	それぞれのエリアとか作業場とか、この区域か、どういう定義でそれぞれのエリアとか作業場とか区域に求められる機能は何かというのを、
1:07:46	踏まえた上で、
1:07:48	果たして
1:07:50	同じエリアに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:53	同じエリアじゃないですかね。同じ
1:07:56	場所に
1:07:57	果たしてあの別の概念のエリアが、
1:08:01	存在することが仕分け作業エリアにとって、
1:08:06	来許可の内容を本当にその変更。
1:08:10	影響与えないのかどうかとそういう趣旨だと思うので、今言った。
1:08:16	点も含めて、
1:08:19	あわせて整理をしていただければと思いますがいかがでしょうか。
1:08:27	原電道路でその後承知いたしました。規制庁の浜田ですよろしく申し上げます。
1:08:35	規制庁の方すみませんちょっと私がさっき若干先走った感じでその対応の中身のほうから入っちゃったんでちょっと趣旨が伝わりにくかったんですけど今アmanoから補足いただいた通り、このK1aこの日焼け切断作業エリアとしての成立性のところをちょっと検討をして説明をしっかり作っていただければと思います。
1:08:58	規制庁のリリースけれども、ちょっと何点かあるんですけどもまず1点がですね。
1:09:07	右下のページ数で262ページですね27条-25のところなんですけれども、
1:09:13	真ん中よりちょっと写真の上のところですね、
1:09:18	ドラム缶の等の容器報告リスト及び代表者等に使用して移動する際はというところで、国庫は載った基本設計方針、基本設計、設計方針とか行けるところなので、最後のところ何々の状況の確認を確実にしているっていうのは何か。
1:09:37	表現として適切でないかと思いますので、ここは
1:09:43	設計方針として適切な記載にしてください。これが1点です。次が264ページの27条-27のところなんですけれども、データのフードを設置するというようなことで、
1:10:01	詳細設計は高覧後段の9のところでのというのはその程度
1:10:07	カドヤから説明話があったかと思うんですけども、表現ぶりのところで、
1:10:15	吹き出しのところですね圧縮減容装置のフードでかっこいいって書いてあるんですね、ずっと成功取れてないような
1:10:24	表現かと思いますのでこのところも適切な
1:10:29	京銀を検討してください。
1:10:33	次後次が最後なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:42	20、263 ページですね 27 条-26 のところも、真ん中よりちょっと下のなお書きの後の二つ目のポツのところなんですけれども、しく減容装置は 27-7 図の通りということで、
1:10:59	森林負担落ちシリンダで上部から押さえつけて横尾市及び横尾市及び中尾市のシリンダで圧縮する構造であり、放射性物質が散逸しがたい設計とするというようなことがあるんですけれども、ここ
1:11:16	三坑から押さえるということだけで散逸しがたい設計と言うの間、もう少し設置
1:11:26	どういう理由で散逸しがたい設計になっているのかというところの説明が必要かと思うんですけれどもこのところ説明をお願いします。以上です。
1:11:48	原電の小黑です。ちょっと今の 3 点の指摘について、すみませんご確認をさせていただきたいんですけど、最初の 262 ページのところの写真のような産業のところなんですけれども、
1:12:01	来こちらが来許可における設計方針を記載させていただいてますので、今現在行っていることを来許可のときにこうしますということを書いてまして今実際今そういうことをやっているということで、締付の状態を
1:12:18	確実に行う確認を行っているというようなちょっと記載にしたんですけど、これはこのまま
1:12:26	でもよろしいですか。
1:12:31	。
1:12:34	直ちに規制庁壁ですけど、既許可の設計方針低角んで書いているんだと理解をしていて、それは何か現在行っていることではなくてその既許可のときにどういう方針を示したかっていうことを書くところだと思うので、ちょっとこの書きぶりという多分あのじゃ。
1:12:51	その時許可の書きぶりを見ると、多分行っているって書いていないと思うんですよ。行うとか、多分、語尾の問題だと思うんですけど、方針を書くところなどで方針として記載をしていただければという趣旨と思います。減でお尋ね失礼いたしました。理解いたしました。
1:13:08	あと二つ目のご指摘あったのに 17-27 の図のところの吹き出しのところですけどこれずっと整合していないというのは、
1:13:18	フードでかっこいいって書いてあるんですけど、全体を持ってるわけではなくて、一部をてるは一応予定なんですけども、そういうところで整合してないっていうような趣旨でしょうか。規制庁ノロウイルスそうですねはいフードでかっこいいって書いてあるけどは見れるところが、
1:13:37	時にはあるので、
1:13:40	そのところですねどういう記載ぶりなのかは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:45	検討していただければと思うんですけれども少なくとも吹き出しとですね図のところは
1:13:52	同じようなことを説明しているようなアマノ整合とっていただければと思います。以上です。権利の裏です。理解しました。承知いたしました。
1:14:08	すみません私からの御確認は以上です。ありがとうございました。
1:14:11	。
1:14:14	規制庁からですねちょっと補足しますと最後の 263 ページのドイが言った三つ目のなお書きの中の二つ目のポツの最後散逸しがたい設計とするっていうところなんですけども、この項目って多分基本的にはその最地が体積がフードで
1:14:32	フード塗布圧のUF圧で維持してというところで達成されていて、そこにさらに加えてのなお書きの対応だと思っていて、なお書きの対応などにそんな動きの対応の中にも、その目的であるその放射性物質が散逸しがたい設計とするっていう中、
1:14:49	ここに決めるボールがあつてなんか、多分この表現のところがちょっと気になるっていうことだと思いますので、なお書きの程度のものであればその程度の多分対応策になると思うのでちょっと表現ぶりを見直していただければと思います。県ドイ市承知しました。
1:15:07	夫婦の関係がもしなければ、
1:15:15	すみません規制庁の浜田ですけど、
1:15:19	262 ページで初診の上の三行で先ほどドイの方から指摘のあったのを確実に行っているという語尾の子この関係の記載なんですけど。
1:15:34	前前回もちょっと私のほうから、
1:15:39	コメントさせていただいたんですが、本日の資料でいうと 242 ページの
1:15:48	この圧縮減容装置の設置時における設計方針というタイトルで書いてあるところが今日黄色で見直しがされておりました、前は語尾が
1:16:03	仕訳切断作業を行うこととなるかですね、あの仕分け切断作業の処理能力は担保されると。
1:16:12	いうことで
1:16:15	それで、この資料はおそらく 27 条であれば、
1:16:22	238 ページから成る要求事項に対する
1:16:30	今、適合性を
1:16:33	設計方針として示すというのが 241 ページのそもそも 2 ポツのところにも適合するための設計方針と書いてあるのでちょっと御我々通常こういう資料を見るとですね、既許可既許可における設計方針は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:48	申請書の添付 8 に書いてある、いわゆる設計方針で運用は含まれないとか、242 ページの
1:16:57	圧縮減容装置の設置位置における設計方針は、
1:17:01	今回の申請時における、添付 8 の設計方針とちょっと理解して読んじゃったところがあるんですけども、
1:17:09	ちょっとあの多分 5 御説明をいろいろ伺っていると運用も含めて当時まとめ資料も含めると、
1:17:17	設置許可上はこういう説明をしていたり、縮減を装置設置時は、
1:17:22	こういう運用も含めてこういう対応をするという御説明かなと思うので、それからそれで、
1:17:29	別途ですね、今回の
1:17:34	次、運用含めた対応方針とか、
1:17:38	それを踏まえて最終的には申請書の補正に繋がる話なので、同時に申請書として、
1:17:46	申請書というか設計方針として、
1:17:49	補正も念頭に置きつつ、どういう申請書の記載を
1:17:55	するのかっていうのとセットでご検討いただかないとですね、多分、実質的なまとめ資料の説明だけで一巡したと、また今度それ押せ店舗電発として、
1:18:10	記載のところ、本当に基準に適合してるのかっていうのも、もう 1 ラウンド繰り返しでやることになるので、そこは同時並行でやっていただいたほうが効率的ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
1:18:30	原電の鈴木です。すいません申請書につきましては速やかにですね、文案をですね審査資料としてお出ししたいと思います審査指針へのどのような設計欲しいとするのかといった辺りですねその辺を明確にしてお出ししたいと思います。
1:18:46	当現状のまとめ資料におきましては、設計方針だけではなくて店舗地震書かれるような合わせの設計方針だけではなくて、運用も含めて書いておりますので、今のその設計方針というタイトルそのものがですね。
1:19:03	ちょっともうちょっと見直す必要があると思いますので、申請書側のほうの設計方針というワード等、こちらのほうの運用含めたところですねワードのほうも使い分けるような形で提示をしたいというふうに思います。以上です。
1:19:18	規制庁の天野です。今、今おっしゃっていただいたように、あくまでこの 241 ページのように、
1:19:26	適合のための設計方針ということであれば、申請書はどうせ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:31	提出されるかは事業者の判断ですけど、我々も補足説明資料として、適合のための設計方針が、
1:19:40	どう示されるのかを確認させていただくのが審査なので、その結果がおそらくあの申請書に反映されるということなので、あくまで基準適合上の設計方針は、
1:19:53	何なのかとそれの前提となる既許可の設計方針は何なのかっていうのは、
1:19:58	実際の対応とかというところは、
1:20:03	別途整理されるのであれば、そこはちょっと誤解のないようにということで理解していただいたと
1:20:12	解釈しますとよろしくお願いします。
1:20:19	。
1:20:20	はい。規制庁のカドヤです。
1:20:22	ちょっとまとめ資料をそうですね。ここは整理をしっかりといただければというふうに思います。それで今風土の関係でコメント回答をいただいてそれに関連する確認をさせていただいたんですけど、27条の関係でいくと一応あるされ回答としてはここまででっていうことになりますか。
1:20:44	審査会合資料の中でいただいているコメントが1件あるんですけど、別途審査会合資料として公開当JAは27条の関係ならあれですかねちょっとそこも説明していただいて、ちょっと
1:20:59	それ以外のところでもちょっと確認したいところがあるので、まずはそのコメント回答の27条終わってからにしたいと思います。
1:21:18	すみません、申し訳ないです。
1:21:35	コメントNo.50番をご覧ください。
1:21:42	合わせまして、資料No.00三番の
1:21:48	右下ページ番号16ページをご覧ください。
1:21:59	ちょっといただいております御指摘が申請当初、まず御説明した内容は当初申請では株価天井によって区画される建家内に蘇生エリア内に設置して、換気設備があることで、
1:22:19	再発防止されるという設計から風洞によって中身を配置することで負圧に想定される水位は設計とするという御説明をしている16ページの資料なんですけども、こっちそのある、8月27日にお示した資料では、
1:22:35	その他に噴流物は使わないでありますとか、3方向からしみつけるので約3として飛散しませんという。方針から変わりましたというような記載をしております、ちょっとそれが本当に当初申請の考え方として正しいのかというのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:53	50番でいただいた御指摘ですので、回答といたしましては当初申請においては当初申請でも運用ではなく、顧客と換気設備によって3号、27号3号への適合を外と考えており、申請後により確実な再発防止が必要と考えたためフード設置したと。
1:23:10	そういう経緯が明確になるように、20MWスライド16ページの27-3表にあるように申請とその適合方針を骨格と書きで下見直し後はフードの廃棄しましたということをもた端的にというか明確にわかるような資料といたしましたという事になります。以上です。
1:23:33	規制庁のカドヤです。
1:23:36	福祉圧縮減容数値の細粒賞与より確実なものとするためってところがちょっと何か、そういう理解ってというのがちょっと
1:23:50	より確実なものとするため、より確実なものとするためってことだとすると、そこをちょっと検討いただければと思いますけどその当初の適合方針のところ、処理する過程において散逸しがたい防止とする。
1:24:08	ていうところを考えたときに、この今の、もともとその他の工程がこう入っているエリアのところ、医師がある意味一緒にまとめてっていうそこに新たな装置が加わった別な工程が加わって一緒になって聞いているってことだと思うので、
1:24:25	少し所そういうところでの説明性ってことだと理解をされていてですね、より確実なものとするっていうとなんか前の当初のでもいいんだけど、それよりもさらによくするためにという感じなんですけど、少しそこは
1:24:40	置かれている状況を整理してみるとっていうことでという説明なのかなと思いますのでその記載はちょっと検討いただいたほうがいいかなと思います。
1:24:55	懸念といわゆるそうしましたらより確実というふうには福祉再検討したいと思います。
1:25:00	はい、すいません、当時は規制庁カドヤですけど、パワーポイントの関係で、特によろしければ、ちょっと27条の関係です確認をさせていただきたいと思っておりますが、
1:25:16	まずですね当27条の5ページのところで当時でいうと242ページのところで、
1:25:27	これまでの説明で系統で説明いただいたりして試験装置がどこに加わって窓どういふその系統の中でどういふ動きをするってというのは、まだ大分理解は進んできたんですけど、例えばこの242ページの圧縮減容装置の設置時における設計方針ってところの一、二管、
1:25:46	4行目の最後のところとかを見ていただくと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:50	上記対象廃棄物は縮減装置日程圧縮処理をし、廃棄物処理建屋にモルタル充填固化する設計とするというような書きぶりがある、これ多分最終的にはモルタル、
1:26:06	充填固化をするっていう意味なのかなと思うんですけど、一方で、学校の審査資料で例えば 269 ページのところ、
1:26:19	見ていただいたり、或いは系統図、265 ページを見ていただくと。
1:26:28	まず α 系統合会見嫁さん 265 ページの系統図を見ていただくと。
1:26:34	不燃性出すこと廃棄物がこう入ってきて人からお借りして主原因装置の中に入った後っていうのは、まああの、モルタル充填の固化処理のところに行くんですけど、別途その破線で固体廃棄物貯蔵庫に行くラインがあったりして、
1:26:49	ここで何かなのというのが多分 269 ページのところの図でいきますと、これは今回の圧縮減容装置が入っていない状態の図だと思いますけど、まああのビルでのその減容装置の後に、
1:27:06	から右に流れていくところで、今、日本の上に緑色の破線の矢印が行ったり来たりっていうのがあって、そこで結局設備の稼働状況に一時的に固体廃棄物貯蔵庫へ戻す出す答えてのがあって、結局だから、実際の物の流れを考えたときには圧縮減容装置 2 で圧縮処理したものが、
1:27:26	全部もうモルタル充填のほうに行くわけじゃなくて、場合によっては 1 回直方向のほうに、
1:27:32	報道されたり、それがまた戻ってきてモルタル充填に行ったり、
1:27:37	とかですね、ちょっとそうそういう動きがあるっていうのがちょっと文章上今私が申し上げた文書のところで確認ができないっていうところと、あとこの系統図一つとその文書が回っていないということにはなるんですけど。
1:27:56	少しですねこのまずこの 265 ページのこの系統図等、それから、169 ページのこの固体廃棄物処理系等概要図っていうこのずっとですね。
1:28:10	それからもう一つ、
1:28:14	244 ページのほうに船雑固体廃棄物の処理フローっていうのがあって、
1:28:21	これがですねこの三つを見比べていくとそれぞれ言いたい趣旨が違うんで表現が変わってるっていうのは理解はできるんですけど、逆にですねこの圧縮減容装置で処理されたものが何かどういう動きをするのかが逆によく見えなくてですね、ちょっとこの
1:28:41	図を閉合する形でちょっと説明がしていただけないかなと思っていて、多分、
1:28:48	結局この系統図、一番その点発に作るのはこの 265 ページの系統図なんだと思うんですけど、これが多分西南だと思うんですよ。で、そうしたときにちょっとこの 269 ページをまずはアップデートをいただいて、今この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:07	動きっていうのが当時の申請、この申請をした平成 21 年からどうどう変わるんですかって今回の緒元装置の追加でっていうのをまず入れていただきたい。
1:29:17	ということと、
1:29:19	それから、
1:29:22	それから、
1:29:24	さっきの
1:29:26	244 ページの 27-1 図のところでございますと、
1:29:32	ここも 15 款のこの 1500 本最後モルタル充填のは 1500 本、年間その処理能力っていうのが、
1:29:45	あって、芦屋数字は別途 1500 本処理能力があるっていうことなんですけど。
1:29:52	多分これまたま 1500 本が一緒なだけなのかなと思ってて澁谷装置で 1500 本処理するってことは主元素値が出てきたのが 3 分に 1 本分なんだとするとモルタル充填の砂でき上がる本数としては、実際は 3 分の 1 とかになるわけですよ。
1:30:09	そうすると何か圧縮減容装置のこれから入るところが 1500 本ことになるんですかね、まずちょっと確認なんですけど。
1:30:28	46 月辺りです。おっしゃる通り入るところが 1500 本です。被曝評価第 27-2 表においても処理本数 1500 本としておりますので、そこですはい処理本数っていうのははいるもの入るものということで出たのが、
1:30:44	出たのかって言うか圧縮された以降は 1500 本ということだと思んですけど、水素濃度動きがですねこの 244 ページの図からもうちょっとわかりづらい食って集権装置で 1500 本年間処理するんであればその
1:31:01	入口のところに多分 1500 本/年ですかねとかっていう説明が
1:31:08	あって欲しいですし、これがそのなんかを同じフローでもその系統図のその添付 8 につけるのにプラスしてその処理本数を書くのであれば、ちゃんと圧縮減容装置のその処理本数っていうの見える形にしていきたいなというふうに思います。
1:31:25	結果、
1:31:26	局、これはだから例ですね 244 ページの図でいくとモルタル充填は 1500 本の能力があるんだけど、それは全部圧縮減容装置から来るものではなくてこの図にある通り、そのままレーダーで減容されたやつも来るでしょうし、雑固体溶解処理設備、
1:31:45	で入ってくるのもあって、そういうのが全部合わさって 1500 本、
1:31:53	っていう理解

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:55	日本で処罰お尋ねだけです。その通りでして、当社が持つてる投入の中で最も減容率が高いのが雑固体減容処理設備を4分の1の圧縮力を持ちアース営業利益を持ちますので、6000申し訳した結果、全部がそっちに流れたとしても、
1:32:12	それらが漏れなく、その年の次充填率にできるという、そういう設備設計になっているという意味です。
1:32:19	わかりました。では、ちょっとあの後の244ページのところはその6000本の処理の全体の処理のところがそのうち何本が圧縮減容装置に回ってでいうところがちょっとわかるような形でちょっと更新を掛けていただきたいと思います。
1:32:35	日本事例タケダです。大昔という装置のすべて公開の処理能力のスペックと承知いたしましたとちょっと誤解のないようにお伝えしたいのは、結局仕分けを持ってきて、貸して手話切るののでやってみた結果、
1:32:51	後は何ですか、わからないものです。その溶融するものが多く出るとしてもあるかもしれないし、あすこに適したものがいっぱい出るかもしれない。ただ全部全部一番利用費の高い雑固体へ遅い設備に流れたとしても1500本すべてモルタル充填できますよという、
1:33:09	のが渚野根拠なので、年間何本流れる圧縮に流れる設計っていう表示はちょっとあの丘地内からと規制庁からですね教えてない人何本流れるじゃなくてその処理能力ですね、処理能力としてのその部分があしぎん装置の処理能力の入口が1500本／。
1:33:27	年が多分最大ということなんでそれがちょっとわかるような形で流れが多いようにして欲しいということで承知しました。
1:33:37	ここの
1:33:47	うん。
1:33:50	ちょっと今系統とか修理は傾聴壁です系統とか処理能力の話をちょっと確認させていただきましたけど、
1:34:03	規制庁側からありますか
1:34:20	はい。
1:34:48	じゃあ規制庁側からこの系統の関係は特に追加ではつきり簿
1:34:54	27条関係は用炉
1:34:58	いいですかね。
1:35:01	はい。次にの説明をお願いします。はい、日本原子力交通のタケダです通じまして28条放射性廃棄物も貯蔵施設の御説明をさせていただきます。また資料番号002番、指摘事項への回答一覧表をご覧ください。
1:35:22	コメントの8番。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:25	9 番 10 番、これらをまとめてドラムヤードグラフに関する御説明として一つさせていただきます。
1:35:37	一つを 45 番、調合施設に保管する廃棄物が変更ないことについて、二本立てで御説明をさせていただきます。
1:35:49	まず八番でいただいておりますのが、固体廃棄物のちようど容量の推移グラフというものを載せておりますが、これも発生する前提条件を整理すること。
1:36:04	また中盤でいただいておりますのが管理要領におさめる運用管理について説明することでまた 10 番、これは東欧 8 番の前提条件等も関連してきますが、
1:36:20	保管料の水の中で、変曲点になっているような点について、注釈で説明をすることという指摘をいただいております。
1:36:33	28 条の
1:36:42	通し番号
1:36:46	304 ページをご覧ください。
1:36:51	まず、当初オーダー卸していた資料からの変更点としてグラフに対する注釈を幾つか追記しております。まず上は 28-1 図については、／閉局転倒いいますか
1:37:08	ちようど道路の収支のバランスが鳥栖によってどのように変わるのかということをわかりやすくするために、青い棒グラフと赤、黄色とピンクの棒グラフを用いて、その都市ごとに発生して増えてくる量と減ってくる量というのを、
1:37:25	明確化してこれらの差し引きでIAEA下がったら上がったたりするということがこれにいたしましたので、また、28 の配布水の方ご覧ください。
1:37:38	それぞれ処理開始時期に応じたスクリーンを相当装置の処理開始時期について感度解析といえますか、運用化石をずらしながらどのように推移グラフが変わるのかというのを示したグラフです。
1:37:54	吹き出し二通りの吹き出しの中で再稼働準備工事の増加でグラフの傾きが変動することでまた定期的に発生する時間に放射性廃棄物はスクリーン措置の運用開始時期が遅れた場合は発生量が少ないものも数字するという平均の
1:38:13	注釈を追記または定検工事の計画を見直すことにより保管料が管理要領超過せずに加えることがこの後ちょっと後程の
1:38:25	別途説明いたします。また安全対策工事の完了時期とその他の安全対策補助管理意識というの注釈で明確化しました。また本文のほうか本文というか説明文章のほうに戻っていただきまして、
1:38:44	300 通し番号 303 ページの 2 パラグラフ目をご覧ください。保管容量の中に納める運用管理について記載しました。スクリーンをちょっとカードスズキが

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	200325 年度まで延期したとしても、廃棄物保管量管理要領以下におさめることが可能な見通しでありますと、
1:39:02	なお本保管量の推移を新規基準に適合するために必要な設備の設置や大型機器等の取りかえ等の施設定期検査期間について実施する工事について、スクリーンを装置のかかわらずすべて計画実施するということが想定されています。
1:39:18	定量的に発生する維持管理廃棄物はスクリーンを装置が合うの運用箇所を超えた場合は発生量が少ないまま推移します。
1:39:27	さらに想定より放射性廃棄物の発生量が多くなるかもしれませんが、各工事の実施時期の見直しを検討し、放射性廃棄物の保管量を保安管理要領ないで管理することが可能で、発電所のモデル相似ませんとか、なお固体廃棄物貯蔵庫の涵養量が管理要領に税金したとしても今後見込まれる。
1:39:47	お答え廃棄物貯蔵庫の保管量はちょうど容量に対して十分な裕度を確保しますと、自動機により許可の設計方針に説明する貯蔵能力を構図に管理ことが管理することができることから、祝辞などの設置による固体廃棄物貯蔵庫の撤去本郷に適用すると。
1:40:04	マークで資料としては固体廃棄物貯蔵庫の設計に影響与えませんというような書き方で御説明を書いております。
1:40:19	ドライアウトグラフに関するコメントの御回答は以上になります。
1:40:43	ここありがとうございます慶長のカドヤです。じゃあ 28 条の関係で、
1:41:02	規制庁のナガエです。
1:41:05	えっと資料だと 313 ページ。
1:41:13	ここにですね固体廃棄物の作業立てての
1:41:18	貯蔵能力のところが書かれてるんですけども、ここに
1:41:24	書いていることが廃棄事業者の
1:41:29	廃棄施設や廃棄するための検査及び搬出までの間、
1:41:33	貯蔵保管する 200 リットルドラム缶約 3000 本と書いてて、廃棄物搬出作業エリアの 3 年ものことが書かれてるんですけども、
1:41:44	はっきりいつも裸で使う裸っていう形修飾が使われずにいきなり
1:41:52	3000 本が出てくるんですけども、これ、条件つきではっきり廃棄事業者の廃棄施設廃棄するための検査及び搬出までの間、
1:42:01	その貯蔵保管できるものであって未来永劫にちよつと保管できるものではないので、必ず答え早く作業を建屋の貯蔵体搬出作業エリアっていうのはそういう条件つきのものであるっていうことを
1:42:19	明示的にこう書いていただきたいんですね、その説明の中に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:25	同列に貯蔵校と同列になってるような書き方をされているので、この条件つきであるってことを必ず確認の上追記していただいて、誤解のないような、その取り扱いができるように、
1:42:41	ちょっともう一度文章等を見直していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
1:42:48	だけどそれ承知しました。
1:42:59	切取の中です、ちょっと今の点具体的に今その例えば 301 ページのところです、通しの 301 のところで、
1:43:07	不燃性雑固体廃棄物を貯蔵する施設はっていうのが 2.1 のところに書いてあって固体廃棄物貯蔵庫と作業建て廃棄体搬出作業エリアっていう形でちょっとここが特に同列でこう書かれていてですね、この
1:43:23	廃棄体搬出作業エリアはもちろんその搬出するまで一時的に置くかと思うんですけどそれは仮置きではあるので、少しここは差別化が必要かなと実際説明っていうのは、企業からのところ 305 ページのところではエリアの説明が結局
1:43:43	設計方針のところでは書いてあるんですけど、ちょっといきなり最初に出てくる廃棄体作業は廃棄体搬出作業異例のところ、ちょっとここは記載ぶりを検討していただきたいというところです。
1:43:59	それからですね 305 ページのところ、
1:44:05	真ん中より下の資源装置の設置時における設計方針っていうところの第 2 段落目のところで、これは固体廃棄物作業建屋のことを書いてあるところではあるんですけど、重雄装置で作製する廃棄体は、廃棄体搬出エリアに保管していると同様のドイ
1:44:25	意味封入しているっていうので、最後のところ真ん中のところで廃棄体搬出作業以上に保管するってあるんですけど、ここで書かれている方保管っていうのはどういう位置付けの保管をされているのかちょっと説明していただけますか。
1:44:49	原電の浦です。
1:44:53	ちょっと記載がわかりづらかったかもしれませんが、適正化する必要があるかもしれませんが、最初今永井さんから御指摘がありましたように、NE L 立岩答え上げ下げ建屋の解体作業エリアというところにはお菓子の埋設でもっていくための検査のためのドラム缶思考経路という条件で今許可いただいていると。
1:45:13	で、そこに保管するっていうのは、位置付けとしましては、いわゆる廃棄施設に保管廃棄するという他をするんですけども、ちょっと国家先ほど記載の適正化が必要かもしれませんが
1:45:26	文章の流れでいきますと、圧縮減容装置製作する廃棄体は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:33	5mm以下として答え下げたというのはいけない廃水ほかすると書いてあるけどもあくまでここに保管をするのは、モルタルを充填をして、6ヶ所に持っていくための計算持っているドラム缶しか保管しませんので、
1:45:48	ちょっとここは少し申し上げない記載が足りなくて
1:45:51	6ヶ所に持って行く準備が整っていないようなドラム缶は答えて貯蔵庫に置かなくちゃいけないかというふうに運用になりますのでちょっとこの辺は少し明確にこの保管庫今ご指摘したいところですね少し記載見直ししたいと思います。
1:46:05	わかりましたを聞きできるのかですけど、わかりました。
1:46:10	系統図のところでも圧縮減容装置の後に直で固体廃棄物作業縦に行くルートはなかったなと思いますのでそれはあくまで来固形化処理が終わった後のものが戻ってきて搬出前までに保管されるっていうそこがだからすぐ間を交付すっ飛ばして最後の結論のところを書かれたということで
1:46:28	意味はわかりましたのでちょっとそこが読めるようにしていただければと思いますのでオオウラです失礼いたしました。承知いたしました。
1:46:36	はい、28条の関係。
1:46:40	ほかにコメント等ありますでしょうか。
1:46:54	28条のMAとLAとよろしければ次に生かさせていただきます。はい、じゃあそれまではします。はい、28条のほうをコメント回答いたします。45番。
1:47:10	このんください。
1:47:11	8月27日のいただいた御指摘ですが、貯蔵施設の兆候増能力に影響しないということをお説明しておりますが、食した廃棄物が貯蔵施設に保管しているドラム缶ばスペックが同様であると。
1:47:29	いうことを明記するよというご指摘をいただきました。
1:47:44	300通し番号307ページ。
1:47:51	文言ください。
1:47:57	そうですね。第1号第2号についておスルーが漏れいしがたく低汚染拡大を防止しているという要求に対して安く時の装置の設置位置における設計方針を説明した文章ですが、スクエア措置により設置され、答え廃棄物に貯蔵が出す失礼しました。
1:48:15	サンプル当社も307ページの圧縮減容装置を設置する設計方針という下線が引いてある段落です。スクリーンの装置により製作されること廃棄物方向にも勘案する廃棄物を言葉が述語他町ドラム缶と同様にパッキン付の蓋をしたドラム缶等への放火により、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:32	ドラム缶等の不当放射性物が運営してTHAI設計とするとともに、汚染が広がらない設計とすることを書いております。当社も 308 ページには答え廃棄物作業建屋に設置する
1:48:47	はい地帯反省材料に請願する廃棄体につきましても、今までの配管作業員保管庁ドラム缶と同様にパッキン付の蓋をしたトムラのほかにより漏えいしがたいとともに汚染が広がらない関するということを書いております。
1:49:03	またちょっと戻りまして 305 ページ。
1:49:06	の
1:49:08	少し当初の設置位置における設計方針の 2 第 2 パラグラフ目を中に職員を装置にて作製する廃棄体はドラム缶と同様の容器に封入し表面線量率を 0.5mSv以下とすること。
1:49:24	を記載して同じ容器同じ表面線量率で全く同等の配置体ができ上がってくるといものを資料に拡充しております。
1:49:40	押させえっと、
1:49:42	45 番の御回答は以上です。
1:49:47	はい、規制庁の加藤です。ありがとうございます。
1:49:51	今後、今の 45 番のところ、コメント確認ありますでしょうか。
1:50:00	ここ。
1:50:09	規制庁ナガエです。今 305 ページに今御説明いただいたところなんですけど、基本的に
1:50:19	なんていうの製作したこの圧縮縁装置で政策室廃棄体、ドラム缶自体が最終的にその表面線量率を 0.5mSv/h以下にするっていう、ここがポイントなんですけど、
1:50:33	常識的に考えると、その圧縮減容する
1:50:38	複数項 3 号 3 号ですか、参考
1:50:44	やっぱりしてその一つのダム管理するんで、その中のインベントリは当然 3 倍になるんであって、当然一行当たり
1:50:54	もともとのドラム缶の表面線量 0.5mSv/h甘いかもしれないですけども三つ合わせるとインベントリとしては、基本的にはその三つの合計になって無線によりその上で 5 ミリシーベルトパーアワーを超える可能性があると思うんですよね。
1:51:11	ということは、
1:51:15	当然のことながら三つ一緒にできない場合もあり得るし、そういう
1:51:22	いいですかね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:24	最終的に表面線量率トレーディングにし得る/h以下にするってところのその前のいろんなをどう状態。
1:51:34	設計として考えるからその最終の担保するものが0.5mSv/h以下になるんですよっていうところのそこもう少し丁寧にこう書いていただかないと
1:51:47	表面線量率その縮減して、もうそれだけ機械的にやって0.5ミリシーベルトパーアワーがその担保できるように読めるんですけれども、その辺はいうふうに御考えなんでしょうか。
1:52:01	減少交通のタケダです。
1:52:03	補足説明資料00一番の通し番号360ページをご覧ください。
1:52:16	。
1:52:20	360ページのほうをまたからちょっと読ませさせていただきますと、また承知した廃棄物を圧縮のドラム缶に収納する際はスクールの廃棄体の表面率が0.5mSvを超えないように収納すると、さらに配置対応設搬出用または運搬をドラム缶等に運搬する際には、
1:52:39	ここの圧縮等の表面線量率の大小考慮したドラム缶等への収納及び収納不納調整等、
1:52:49	三つ入れて、もしかしたら三つ入れずに1個だけで済ませるとか、高めの線量率の大橋では出てきたら低い線量移送モード組み合わせるなどによって収納後のドラム仮説が表明取れて5%から管理するというのを考えております。
1:53:05	設計しております。
1:53:09	具体的に規制庁ナガエで3具体的に多分そういうことをやるんだということを推定をされるんですけど、できるんですけど、その明示的に
1:53:21	ちょっと結論だけこう書かれてそういった中の実際の今の、はい。
1:53:27	御説明にあったような話がですね、こうことによって
1:53:32	結論だけ
1:53:35	書かれてるって今までのほかの資料にもよくあるパターンなんですけど、もう少しその定年になんていうすかねやってるプロセスが
1:53:45	確かできるような形でやらないと圧縮減容するっていうのは誰が考えても複数項のものがインベントリーとしてこういったように一体化するんであってそれが前無条件とごめんなさい、新しく導入する前の
1:54:00	前提と同じ条件が担保できるってところがですね、
1:54:07	やっぱり何らかの形で示されないとやっぱりわからないと思うんですよね。その辺もう少し工夫いただけないでしょうか。
1:54:14	屋根タケダ別

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:18	今申し上げますと、縮退の収納を後ろの普通調整ということを書き込んであったのでこちら 28 条の資料にも記載して、
1:54:29	漏れのないように御説明したいと思います。
1:54:35	規制庁ナガエですわかりましたちょっとよろしく願いいたします。
1:54:44	規制庁の浜田ですけど、今のえと通しの 362 ページ、360 ページですかね。18 条側にも書く。
1:54:56	という話なんですけど、多分さっき御説明されたように常識的に考えて 3 倍でインベントリが増えて 0.5mSv/h を超えるのではないかという
1:55:11	通常懸念されることに対しては、さっき御説明があったように、例えば、
1:55:17	算定じゃなくて、そういう場合には二体にするとか、或いは入れと低いものと入れ替えるとかっていうご説明があったので、なるほどそういうふうにして、この 0.5mSv/h を超えないように収納するんだなというのが、
1:55:33	そこで初めてわかるというようなところがあるので、そういうところまで含めて、
1:55:39	具体的に記載していただけると理解できるのではないかと。
1:55:44	ということだと思いますので、記載の充実ということで、世界でしょうか。
1:55:52	いうところですよ。承知しました。痛手落ちも含めまして、来再検討します。
1:55:59	はい、規制庁の儘田ですよろしく願いいたします。
1:56:07	規制庁の土井リースけれども今のなんか回答とかですね、ナガエの回答で私も理解したんですけども、今の 30 条に書かれてるものがあるって初めて該当になるというのも、今お 2 人からもあったと思うんですけども指摘の回答のところもですね。
1:56:26	回答内容に書いてあることと最初に 18 条の 3 から 6 ページで説明したことっていうだけ全然違ってると感じがしますのでそちらこっちの指摘の回答のほうも抽出にですね、多分今ナガエとですねアマノにいただいた回答が多分、
1:56:45	この指摘に対する回答だと思いますのでその辺も
1:56:50	それを適切に記載してください。以上です。
1:56:56	記念だけです承知しました。
1:56:59	はい規制庁の岡田です。それでは 20A8 条関係は以上ですね。はい、じゃあ、29 条ですが、次はお願いいたします。
1:57:11	続きまして 29 条の御説明をさせていただきます。コメント No. 等を 23 番。
1:57:20	そうですね。
1:57:26	今後、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:31	これいただいと戸籍今のまさに議論でありまして敷地周辺での直接線とスカイシャインの御経過は 50nGy/h以下であることについて、イッキョク御説明欲しい基づいて、次 0.5 日分と設定して、
1:57:48	再計算がなされているということに関して今日説明することという御指摘でした。No.13 で回答というふうに書いておりますが、
1:58:02	ちょっとすみませんNo.13 から御説明すべき下とNo.13 から 5ドラム缶 3分が 1本分になることによるインベントリ変化に対する要求事項というのを液位説明するという御指摘いたしまして、明日 9 時の装置の運用により設置作り出す廃棄物は、
1:58:19	ちょうど僕がされるものの 0.5mSvを超えないように管理する、設定それを設定するというで聞かないように評価に影響を与えないという。今下への押せ議論と同じ御説明になります。
1:58:36	29 条の資料でも反映しておりますが、ちょっと今いただいた御意見も踏まえて、29 条がもう甘さあわせて表現を適正化したいと思います。
1:58:46	29 は以上です。
1:58:49	はい、規制庁の岡田です。はい、ありがとうございます。ちょっと私から確認は 29 条のところ、50 マイクログレイパーイヤーっていうのはもともと既許可のところから当然手でそれはその表面線量率 0.5 をmSv/hでこう溜まっておけば、
1:59:09	っていうところが前提だと思うんですけど、移転確認したいのが最終的にその 50 マイクログレイパーファイアー弁なんですけど、申請書なり典パッチなりの中で、その 0.5mSv/hでその表面線量率を
1:59:27	管理するとかっていうことをもしもともと縛っていたのであれば、例えば今回の圧縮減容装置で作られる廃棄体Eであっても、同じく 0.5 っていうのを縛る必要性があるかと思うんですけどそのあたりの整理はどのようになっていますか。
1:59:46	まず既許可上の位置付けとしては 0. ミリシーベルトは許可申請書で明示していません。あくまで安全審査書の説明事項になります。公団も当時の降雨時にですね、ドラムヤードという作業としての工認の中で、
2:00:04	い遮へい計算の設計条件として登場するというのが今の整理としてはそうなっております系統の中でさ、わかりました私もちょっと確認して本文で 50 マイクログレイの話が本文上でも縛られてるっていうのは確認をしていて、結局はそこへの適合のやり方っていうところで、現状 0.5。
2:00:23	を維持していればってことになってるんですけどそこで縛ってるわけじゃなくてそもそも 50 年も 50 マイクログレイで縛っているので、本文上はそこで申請書上そこで縛っているということで説明は理解をしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:53	規制庁のドイですけれども、何点か確認したいんですけれども、まず1点目が322ページですね。
2:01:05	29条の3のところの2第29-1表のところ、それぞれのちょうどこれは建屋のところの表、評価条件の線量率があるんですけれども、
2:01:20	ここの700貯蔵庫B等ですね地下1階のところ、
2:01:26	についてはこのなんで。
2:01:29	委員長。
2:01:30	備考にある
2:01:33	0.96マイクロキュリーパー立方センチメートルからこの
2:01:39	700mmレントゲン/hですかねこれ導き出しているかと思うんですけどそのところの仮定がですね、参考資料から読み取れないのでそのところを参考の3りすかねそのところのいいよ。
2:01:55	もし
2:01:58	表面の線量率の評価ですね運用できるのであればそこを適切な課長に引用していただければと思います。日本原子力発電太田です。
2:02:10	参考3に記載のあります通り、当時のを工認図書では地下1階で0.96マイクロキュリーのみが設計条件と記載されていて、線量率は、許認可庁としては登場しておりません、今回この700mmエントリーNというのは、
2:02:28	当時の所社内的なというか、その規制機関にお出ししていない設計図書の中でそういう記録が残っていたので、そういう数字が書いているんですけども、ちょっと参考として今回お見せできるような
2:02:44	既許可既工認としてはちょっと腑そういう証明は存在しないということになってしまいます。
2:02:51	はい。それであれば、
2:02:55	学習引用からさ先というか、要するにその0.96マイクロキュリーパー立方センチメートルでそこからこうやって計算しましたっていう計算の根拠ですか、その辺はこのページになるんですかねこの辺に多分記載すべきかなと。
2:03:15	思うんですけれども、考えますけれどもいかがでしょうか。
2:03:22	承知しました利息解析行動によっていまして、表面線量率を出すような走時解析を行っておりますので、その旨を記載したいと思います。はい。規制庁ドイですけれどもはい少し記載の充実化を図っていただければと思います。
2:03:40	次かですね、
2:03:44	29のハッチへと327ページなんですけれども、
2:03:52	ここも29-2表ですねを線量率の評価結果が示されているんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:01	この値は参考の 29 条の参考 6 の表からそのままですね引っ張ってきているかと思うんですけども、
2:04:14	その参考-6 のほうの結果っていうのはあくまで既許可のときの結果で今回圧縮減容装置を設置したことで、もし増えてるのであれば値が書かざるを得ないかと思えますし、
2:04:30	圧縮減容装置を設置したとしても評価が変わらないのであれば、多分その旨の説明をここに必要かと思えますけれどもその辺はあの説明が少し足りてないんじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか御説明をお願いします。
2:04:48	原子炉交通のタケダです。ご指摘の箇所を補足説明資料通し番号 328 ページをご覧ください。
2:04:56	1234 パラグラフ目の 2 記載としてしております、マスク準用装置によるスクリーンの処理によりスクリーンをされた 5 年生だと固体廃棄物が発生した廃棄物貯蔵庫や固体廃棄物車両建屋に保管されるもの。
2:05:13	上記の蒸気というのは、議論しております 0.5mSv という時超過の設計の中で管理することと、
2:05:22	設置設定することによりまして、
2:05:27	直近の方式により、2942 表というこの先ほどご指摘のあったし、表の線量率評価結果を表に示す。その他各建屋からのスカイシャイン及び直接性の線量率評価に変更が生じないと。
2:05:43	いうことをここで明示化しております。
2:05:47	とご説明ありがとうございます。これはあれですかね。
2:05:53	結局ドラム缶の最大の本数でちょうど能力ですかね変わらないのと 1 本当たりの線量率が圧縮減容装置の使用した後も変わらないので線量が変わらないというような理解でよろしいでしょうか。その通りです。
2:06:10	はい、ありがとうございます。
2:06:16	規制庁の加藤でちょっと 1 点確認だけなんですけど、通しの 323 ページのところで、これ許可の計算に用いた線源っていうのが載ってると思うんですけど。
2:06:27	これ黒枠が込みだからちょっと通じ言っているのかあれなので言わないですけど仕訳切断作業場のところに' 固体廃棄物' ということでも本数が書かれていると思うんですけど、このファン層っていうのが今回のその圧縮減容装置の設置で処理工程以降そこに新たに加わるわけ。
2:06:47	だけど、それを経てもここはかわらないということでもよろしいですか。人間の鳥栖多くありません。手話規律の作業でこれだけのドラム坑口作業すると思っていることと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:02	ドラム缶を足首風潮言ってます杭を処理するために、取り回し穏やかに戻るか持ってくるとあると思いますが、導体の細いままそれしか落ちているエリアではないので、変わることはないです。
2:07:18	同じこのエリアで取り扱う稜上限自体は変わらないっていうそういうことで、その通りです。はい、説明はわかりました。
2:07:28	はい 29 条関係
2:07:33	そのほかよろしいで評価
2:07:37	はい、よろしければ、今日次に行きたいと思います。それを通じまして、30 条の御指摘事項への回答に入ります。
2:07:50	湖面た指摘事項の回答値の表コメントNo.46 番から 49 番の 4 件いただいておられますのはあまり孔すべてあの従事者の被ばく防護の従事者の直接原価の被ばく防護に対する関する指摘記述が、
2:08:09	直接関係することではなくここへのこの事実関係の確認でございますので、腰痛バラバラに御説明させていただきたいと思います。
2:08:22	まず補足説明資料の 30 の 4 ページをお開きください。
2:08:35	いただきました。指摘が
2:08:40	あと 30 の 4 款 10 条の 4 ページでは圧縮処理に従事する従事者の被ばく線量を年間の被ばく線量を評価いたしまして、これが線量限度を
2:08:53	1055 年で 100 を十分下回るということを説明する。資料になっております。こちらの中でこの設定のために、類似作業というものを選定して計算をしたんですけども、この類似作業としてこの同建屋で行われている。
2:09:10	手話記述段差状選定しておりますが、これ取らを選んだ根拠を説明するようにという御指摘をいただきました。
2:09:18	30 の 4 ページ通し番号 353 も多う審議さん。
2:09:25	3 パラグラフ目をご覧ください。
2:09:28	上記の措置により、上記の措置というのはこの後を遮へい換気機器の配置、なんかこう説明が入ってきますが、それらの措置によってスクリーンを装置の作業に従事する放射線業務従事者の放射線量が低減できることを
2:09:44	類似作業の仕分け切断作業線というのを評価式により確認しました。なお切断採取容器切断作業は圧縮減容装置作業と同じく、不燃性雑固体廃棄物を対象として取り扱いドラム缶等から廃棄物を取り出し、
2:10:01	仕訳切断した廃棄物をドラム缶等に投入すると、で一方はスクリーンを装置は、スクリーンを唐突にドラム缶を投入しやすく後の廃棄物をドラム缶に封入するという仕分け切断作業等をスクリーンを総作業は、取り扱う廃棄物は同種同してるのは不燃性立つことや廃棄物でありまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:19	同じ建屋の同じエリア、今は売上げつかれることになりましたが、実装同じ部屋の中で、放射線環境も同様であるということから従事者が受ける被ばくは同等で類似作業として適切であるというふうを考えております。
2:10:35	通知決定いかせていただきます。コメントNo.47 番、補足説明資料は 353 ページをお開きください。356 ページがよろしいかと 356 ページをお開きください。
2:10:49	図のをしっかり遮へい設計の区分になります。主蒸気切断作業エリア、
2:10:58	中で、当C-EとかC-Fというハイフン付の表示があるんですけども、これはどういう意味なのか説明することということで回答。
2:11:12	説明を追記いたしました。
2:11:15	355 ページの 2 パラグラフをご覧ください。なお例えば手話来切断作業エリアの区域区分は線源となるが立つ固体廃棄物または廃棄体というのはもう取り扱い作業を行っている場合は行っている場合はCであり、当該図において、このように作業状況に応じて、
2:11:34	区域区分が変わる場合は両区域区分が記載されていると括弧してC-2 というふうな書き方になっております。
2:11:43	続けていかせていただきますと 48 番。
2:11:47	こちらはれてもミリシーベルト超えないような管理方法先ほど議論いただきました内容ですが、360 ページのほうにされて込み支部とか超えない管理について書いております。先ほどの御指摘踏まえて記載は少し考えますとさせていただきます。
2:12:10	続きまして、御指摘番号 49 番になります。補足説明資料を 362 ページになります。
2:12:20	いただきました御指摘は、祝辞運用装置で取り扱う失礼しました機器の配置遠隔操作についてアスクル減容装置やクレーン制御盤の位置関係を図で示すこと。
2:12:32	いうご指摘いただきましたので、付け加えましたのが通し番号 363 ページの 30-4 図になります。スクリーンを装置があって操作盤があるということを図で示しております。
2:12:46	回答としては以上です。30 条の御回答は以上です。
2:12:52	はい、ありがとうございます。それでは
2:13:00	規制庁ノロウイルスけれども、
2:13:05	もう 1 点ですね確認したいんですけども、
2:13:09	30-5、30 条のほうで 135454 ページのところの 3 第三条の 1 秒のところですね、データの 5 年間想定被ばく線量の評価で年間作業に 1 日当たりの被ばく診療今回の 0.02 ミリシーベルトパー。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:31	1 日ですねということで評価しているんですけども、系統 352 ページですね、許可における設計方針は既許可のときには、
2:13:45	2 パラグラフ目のところで 0.09mSv/h ということで評価をしていて、これ計算すると 0.08mm/0.08mSv/h/日 ですね 1 日当たりになると 0.08mSv になるかと思うんですけども、
2:14:04	今回の計算として既許可のときの数、1 日当たりの線量よりもですね、4 分の 1 程度ですかね小さい値で評価しているんですけどもこの懸案の保守的保守性のか、
2:14:19	保守的な評価ですねウの観点からやって適切かどうかというところについて、少し説明をしていただければと思います。
2:14:32	6 月のタケダです。補足説明資料の通し番号 353 ページをご覧ください。
2:14:41	一番下のパラグラフに記載しております通り、既許可の設計時では、昭和治山作業として 20 名シーベルト先ほどおっしゃった通り入れて 1 時間当たり 0.01 mSv のドラム缶浴びるということから
2:14:57	次に準備する位置にあるカタギリ 20 ミリシーベルトを想定しているをして設計をいたしました。圧縮減容装置の評価では、近年の実績値、実際
2:15:09	設計作業している結果、
2:15:12	を用いてももとの処置立案作業はでドラム缶の表面にすごく近接するというような評価となっておりますので、今回は実績値を用いて返還される 2250 日入れとして
2:15:29	火事山フル評価を行いました。
2:15:36	補修性に関しましては、0.02 ミリシーベルトというのが実際 1 年間の類似性の作業の中でも、過去 3 年間の最大値、
2:15:48	当時、17 年から 19 年の最大値を使っております。実際最大値の線量を浴びすぎを伴い内実はなりませんので、補修性としてはこちらで散歩しているものというふうに考えています。
2:16:03	はい。規制庁ノロウイルスけれども、今の 2017 年から 2019 年の間で最大値をとったということは理解しましたけれども、これですね、既許可のほうの設計方針というのも A と 376 ページですかね。
2:16:19	この赤の枠で囲っているところのいわ 2008 年からの発生部の集計のこれもあ る意味、評価の仕方は違えどこれも実績値だと思う。で評価されてるということ で、要はこのときの評価よりも
2:16:38	いや、直径 3 年間の方、3 年間の評価が本当に保守的な評価はどうか、この 3 年間が一番使ってるんですよというようなところの辺りを多分説明していただ けないと過去の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:54	既許可のときの数値に対して保守的であるというような事は説明できないんじゃないかなと思いますけれどもその辺いかがでしょうか。
2:17:11	原電のオオウラです。
2:17:14	今回見直した理由というのはこの
2:17:19	既許可のときの想定よりも実際のその手話決断作業というのも行っていますので、この作業の中で、
2:17:26	作業実績というより実態に近い値の中でどれだけ保守的思ってるかということで今タケダが説明した通り、個人の最大被ばく線、その類似作業の中での最大線量を1年間見続けるということでの保守性を満たした
2:17:45	ものでございます。それで懇2017年から19年っていうのが括弧その
2:17:51	いわゆる言ってみればこの2017か授業の代表性っていう意味でどうなのっていうことかと思えますけども、
2:17:58	それについては過去実績等をもう一度確認をしましてですね、
2:18:03	時的ほとんど変わらないと思えますけども、そこはちょっと確認をしたいと思えます。
2:18:09	それで結局、考え方としては、時実績の主要施設が作業の実績の中で、保守性を見込むというような考え方は引き続き投資させていただきたいなと思えます。以上です。
2:18:26	規制庁の岡です。ちょっと今のに関連するんですけど実際の手話決断作業が
2:18:36	実績をとられたってことなんですけど、そうすると、この3年間で
2:18:41	仕訳切断作業の能力をフルに要するに全部6000本能力があるんだとしたら6000本毎年全部やってたんですかとかですね、そのたまたま例えばこの3年間の処理本数が、
2:18:57	少なくともその実際のその被ばくの実績値が低い値になってる可能性っていうのもあるのかなと思ってまして。ちょっとその観点も含めて本当にその保守性がどこにあるのかっていうところは説明をお願いできればと思います。
2:19:22	すみません規制庁ナガエです。私もこの376ページの赤枠で囲ったところのところスズキになってて、
2:19:36	古い話じゃなくて2008年2月7日までの発生分集計と書かれて
2:19:42	何かの表面から1メートルの距離における線量当量率
2:19:47	座って書かれてるんで、仕訳切断作業っていうのがね、2008年ぐらいまでの話と最近至近のやつっていうのがどれぐらいのをどう考えるの距離でね、どういう作業をやってて、全く違ってるのかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:05	そんなに私やること自体がドイ地区に変わるわけではないと思うし、その下げるんだったら下げたこういう方法を取ったとか、こういう距離の離隔をやった作業を中心にALARAでやってるからとかね。もっと
2:20:22	プロセス的に高分解して行って、新しい、今の皆さんがとられた過程がね、きちんとした原とか、そういう
2:20:34	作業員の距離であったり時間であったり、そういう具体的な対策によって下がってるんだっていうそういうところを示していただかないと類似の作業でいきなり凍ら無にははれてもね、その理解がちょっと飛んじゃうんですよ。
2:20:51	で、その辺を見て他のドイも気にしているところだと思うんですけども、もう少し丁寧に作業の内訳からね、或いはその過去昔をこういうふうに充てたものを今はこういうふうALARAでやってるから。
2:21:07	下がったんですよとか、事例があると思うし、皆さんの放射線作業計画が
2:21:15	個別に実績としてこう書かれてる記憶もあると思うんで、もう少し
2:21:21	具体的にね、そのプロセスを説明していただいた上でもう一度資料をつくっていただければと思うんですけども、
2:21:33	例年の炉です。
2:21:35	焼結は作業の中でどれぐらいの線量を受けてる、今回の評価の前提としてどんな数字を使うかという観点で言いますと、ましょここ結局パーティーで考えますので、1の所年間の処理本数というよりも、
2:21:53	持ってきた廃棄物が多分線量高いのか引くまでいろいろありますので、高いの持ってきたときに、の仕分けをしたときには、やっぱりその日の線量というのは高くなりそうでない低くなるということの中で年間のその被ばく1日のその各作業員の被ばく実績っていうのは当然集計というかデータをとっておりますので、この
2:22:15	今リスクン
2:22:18	この線量占領実績1日当たりの線量実績等の処理本数とか今長さがあったような粗利どれだけ線量下げたとかっていうよりも今回の評価の条件インプット条件としては実績値の中で、ここの0.02/Dというのは、
2:22:34	保守的なんですよということを説明できるように、今回2017から19でこんななんですけども過去の
2:22:44	このいろいろ建屋ができる前の前処理作業も含めてですね、
2:22:48	すべてゼロにっていうものの妥当性をですねちょっと実績をもとに確認をしたいというふうに思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:56	お願いです基本的に 2008 年の間でっていう話と、資金の 3 年っていうところで、その間が抜けているのもあるので、ちょっと今オオウラさんがおっしゃったような話、ちょっと我々が
2:23:11	理解しやすいような形で
2:23:14	どういう
2:23:15	なんて言うんですかね、つぴピークとか平均値になるのかわかんないんですけど、或いはドラム缶のその対象物が違うのかもしれないんですけど、もう少し具体的に御説明していただければと思いますのでよろしくお願いします。
2:23:29	聞いておらです承知いたしました。
2:23:36	はい。
2:23:37	規制庁の加藤です。ちょっと今の絡みでの 1 点確認なんですけど、この今回仕分け作業エリアで仕分け作業する人と、職員装置のところで発言をする人がいると思うんですけど、国庫の人達はもうあれですけど、年間を通じて、
2:23:52	何か作業自体は行き来はなくても何か役割分担が明確になっているとかそういうことになってるんでしょうか。
2:24:00	。
2:24:03	原電の浦です。商企切断作業等圧縮処理作業というのは別の件目で管理をしますので、それぞれ別枠として線量集計とかですね作業管理放射線管理をしていきまして、それぞれ別だから同じ人が作業を兼務して、要するに、
2:24:22	今月は仕分け作業をしますけど、来月は例えば圧縮減容の作業をしますっていう方がいらっしゃるっていうそういうことですね。
2:24:32	そういう作業に兼務同時に同じ作業を行っていきたいっていうのはないと思いますけども、今おっしゃったように今月は圧縮今回は手話決定作業員が出てくると思いますが、形状の中でさ、状況理解しました。それで、その時に今あれですよね圧縮減容装置は実は
2:24:52	152 基っていう想定になっていて、仕分け作業は 2 に 200 日っていう想定にこうなっているんですけど。だから例えば頭の体操として仕分け作業を 200 日間やって 20 ミリシーベルトを浴びて、
2:25:08	さらに、約 50 日間分は縮減を装置をやってっていうときには今の現状の評価だと 5 分の 1 から 250 日で 5 ミリだから 1 ミリ浴びてっていうので、それを足し上げる形で当たり前ですけど、
2:25:25	年 50、5 年で 100 っていうのを超えない形での管理、その他にも作業あると思いますけどそういう管理をしていってるっていうことですかね。
2:25:35	原電のおっしゃる通りでございます個人でいろんな作業をやったときの比較を全部集計して年間の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:42	開き前例と評価しますので今の御認識の通りです。はい整理は理解をしました。ちょっと被ばく評価のところを今いろいろ指摘がありましたけども、少しその0.02のところの妥当性についてはちょっとよく説明をしていただきたいなというふうに思います。
2:26:06	規制庁のアマノですけど、今の関連で頭の体操で仮に
2:26:13	土地はケース作業仕分け切断作業で200日、
2:26:19	〇〇20ミリシーベルト。
2:26:22	今使うというか、
2:26:25	そういう評価になった上でさらに50日っていうときに、今年間5ミリシーベルトで言うと1mSvですけど、さっき1日当たりの被ばく線量が
2:26:39	0.08mSvでなくていいのかっていうこともあるのでそうするとまあ4mSvに
2:26:48	なるんですかね、250日ー50日分なんで、
2:26:52	ということで我々気にしているのはどうという組み合わせというか、
2:26:57	条件であっても50mSvを超えないっていうのを、
2:27:01	今、確認する必要があるとかそういう観点で見ているということなので、どう多く、どういうケースを想定したとしても、50ミリを超えないですということを説明していただきたいとそういう趣旨でとらえていただければと思うんですけどいかがでしょうか。
2:27:20	原電の路線、ちょっとそこはもう申し上げませんがちょっと認識が少し違っておりまして、いろんな作業がある作業員の方もいろんな作業に従事していただくケースもあるし、摩耗、場合によってはその原電の東海第2発電所だけではなくて、いろんな発電所で働いていただくと。
2:27:36	ですので今回の措置は既設断作業と圧縮作業をどういう組み合わせでも例えば年50勝5年100ミリを超えないというよりも、その個人の方が超えないように、管理をするので例えばですね、発電所の運用としては実は
2:27:55	年あたり50っていう時もぎりぎりになっちゃうので年間20ミリでまずこうホールポイントというか交渉ポイントみたいな御意見ですけど。
2:28:03	ある一定の線量に降雨こういうそうだとした場合にあたってはですねその個人の方に
2:28:10	もうこれ以上、管理区域で作業しないでくださいっていうような個人被ばくの管理でいきますので、今の頭下げられた頭の体操で20未了決定そのあと例えば0.08mSvで50人しか受けて例えば線量が増えちゃったってどういう組み合わせでも、
2:28:27	年後住民にこの作業だけの組み合わせで、50ミリを超えないようにっていうことではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:34	個人個人の被ばく線量が超えないように個人線量管理していきますので、そういったところの管理にちょっと今実際やってますのでちょっとそういうことなのかなと思います。以上です。
2:28:47	規制庁の浜田です。今の理解しました。そうすると、この 2354 ページで今何の議論をしてるかっていうと、30 条の条文適合で、
2:29:01	表の上のほうですね、補助遮へいとか機器の配置遠隔操作とか換気系の放射性物質の漏えい防止、拡大防止、設置許可来こういう
2:29:14	設計にあたって、
2:29:18	二つの作業ですかね。
2:29:23	仕訳切断作業というのと圧縮減容装置の
2:29:28	圧縮減容作業ですかというのがあるということなので、
2:29:34	この条文で機構の観点から、
2:29:38	ちょっとどう考えたらいいのかっていうのが、
2:29:43	確かに論点だと思いますので、
2:29:46	その時にあれですかね。
2:29:51	この金近年の実績、これを二つで分けて考えられるというところが、
2:29:59	こちらとして理解できれば
2:30:02	いいのかなと思いますので、ちょっとどういう、説明をいただけると、そこは理解できるのか。
2:30:09	ちょっとわかりませんがおっしゃってることがわかりましたのでちょっと
2:30:14	こちらの
2:30:17	ちょっと懸念に対して少し説明をご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
2:30:25	原電の浦邊です。説明の仕方といいますか表現の仕方というのはちょっと持ち帰り検討させていただきました。
2:30:32	規制庁の儘田ですよろしくお願ひします。
2:30:38	規制庁の独立けれども今のアマノの指摘に関連してなんですけれども 350 ページのところの基準適合性を見ると
2:30:51	30 条のところですね業務従事者が業務に従事する場所における放射線線量を低減できるものとするところとあるので、オオウラさんの考え方はその各個人がですね業務従事者がっていう考え方の放射線管理の中で端的でだと思いますしそれは
2:31:10	あるかと思うんですけれども基準適合性の観点から場所における線量もきちつとですね、そこは基準適合性示さないといけないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:22	必ずしもですね業務従事者だけでもいろんなところで作業するというようなところもあるでしょうけれどもそれだけじゃ場所に関するものもきちんと説明していただければと思います。以上です。
2:31:36	近年の例です。今コメントはこちらも承知しておりまして 30 条の説明の今 3354 ページ等を議論していただきますその先のほうにですね、それぞれの補助遮へいとかそういったところを考え方をコアの記載をしておりますので、
2:31:53	そういったところもありながらですね今の御指摘があったようなところのですね、説明といいますか、もうちょっと少しわかりやすいように表現はちょっと検討したいと思います。以上です。
2:32:08	はい規制庁の加藤です。363 ページのところの図なんですけど。
2:32:15	多い被ばく低減のために試験装置とその操作盤との離隔をしてっていうので配置をしていて劣化とドラム缶運ぶときに職員装置に投入するときにはこのクレーンを使ってっていうことで説明があるんですけど。
2:32:31	ちょっとその設備としての位置付けの確認をしたいんですけど、圧縮減容装置っていう意味では当然この今青く塗られた部分と操作盤も含めて圧縮減容装置っていうことだと思うんですけど、このクレーンっていうのは、中の設備的にはなかった、どういう位置付け結局そのまま
2:32:49	この圧縮減容装置の操作には必要なものだと思うんですけど。
2:32:55	或いはこの被ばく低減っていう 30 条の適合上は
2:32:58	何か使って使うもの。
2:33:01	だとは思うんですけど。
2:33:02	過去こういう設備の位置付けというのがちょっと従来どう整理されていたのかなというのがちょっとそこを確認したいんですけど。
2:33:15	原電の浦です。ここに示しておりますクレーンはですね
2:33:21	手話決断のときの廃棄物の取り出しとかですねそういったものにも使って今おります。ですので、とそ例。
2:33:31	同じように今回雑固体廃棄物ドラム缶とかをここにこう入れるときにですね、同じように投入するための設備として使おうかなというふうに思っています。
2:33:41	規制庁の岡です。そうするとこれがあれなんですかねイメージ的には結局そのドラム顔を別にどの作業に係る箱の運ばなきゃいけないんじゃないですかその運ぶための設備場合によってそれが台車かもしれないし、それがくれんかもしれないっていうことで、
2:33:58	だから圧縮減容装置の一部という位置付けではなくってそこに至るまでに運ぶものであって、被ばく低減に 30 年使うって言ってそれは縮減を当時だけじゃな

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	くて仕訳切断のときにだって同じようにあれですかね、適合状況のクレーンで運ぶってということで多分 30 条、
2:34:18	ラッシュしてるのかなってということなんですと所そういう位置付けの設備で試験装置とは、
2:34:25	切り離されているものっていう理解すればいいか。
2:34:29	原電の浦邊です。おっしゃる通りでございます。はい、位置付けは理解をしました。
2:34:46	規制庁のもので、今のです。362 ページですかね圧縮減容装置の設置位置における設計方針のところ、
2:35:00	タイトルにあるように、(2)の機器の配置及び遠隔操作というこの審査基準の 2 行面に対して、
2:35:08	クレーンにより、
2:35:11	投入をする設計とするということなので、
2:35:16	こういうさっきまとめ資料の
2:35:22	実質的な運用と、それをその条文適合としてどう設計方針を示すのかという話ありましたけど、
2:35:32	375 ページには、
2:35:35	来許可でですね。
2:35:37	この括弧に対して、
2:35:40	どういう機器の配置をするのか、どういう遠隔操作をして、放射線業務従事者の
2:35:47	防護をして条文適合するのかっていうことがあるので、ここで
2:35:54	クレーンなり、必要な設備に対してどう位置づけるのかという話なので、まさに
2:36:01	圧縮減容装置設置における設計方針として、どういう
2:36:05	ことを示されて条文適合として適合していることを示すのかということだと思えますので、
2:36:13	それが、
2:36:15	363 ページなのか、ちょっとまた別途あるのか、その辺りの整理をしていただくということかなと思いますけどいかがでしょうか。
2:36:25	本現状活動の対応です。今の議論を踏まえますと、スクリー運用装置に投入するための運搬というか、運んでくるために使っているこれは明日 9 時のそしたら切り離すというのが許可上の整理としては、
2:36:41	正しいのかなというふうに思いましたので、クレーンでの投入というのは、なおとか、上記の設計の適合よりも後に書くとか、ちょっとそれは切り離しできるような記載を考えたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:00	規制というのがですね。なお書きがいいのかわかりませんが、要するに 30 以上の
2:37:07	適合にあたってこのクレーンによる遠隔操作というのが実数でそれをもとにちょっと比較評価と直接関係があるかわかりませんが。
2:37:19	そういう前提を置いて考慮して、
2:37:23	設計をするということであれば、そこが、
2:37:27	中身としては、補足説明資料で示され、かつを設計方針が、
2:37:34	申請書に書かれれば条文 30 条の
2:37:39	第 1 号 21 項 1 号に適合するという確認ができるということだと思いますので、
2:37:45	ちょっとこちらが条文適合確認。
2:37:49	できるような形で
2:37:52	説明していただければと思いますがよろしいでしょうか。
2:37:59	原電ごろです。承知いたしました。規制庁の儘田ですよろしく申し上げます。
2:38:10	はい。規制庁カドヤです。適合方針という意味では 30 条のところも多分そのクレーンまでは当然パッチが書いてなくて、原発に書かれてる内容のその具体的な内容ということが多分この施設まとめ資料を補足説明資料にもこう書かれるってということだと思うので、
2:38:25	そこに対しての中身であれば当然そこにしっかり書き込んでいただくってことだと思いますので、そこはなんか、なお書きに落とす必要性があるかっていうことではないと思いますのでちょっとそこはなんか必要ならばちゃんと書いていただくってことでよろしいかと思います。ちょっと何か位置付けというところを聞いたんで
2:38:43	少し検討されたのかもしれないんですけど、中身として必要ならばそれは当然しっかり書き込んでくださってというそういうことです。
2:39:14	計上の中ですれもう 1 点、次統括以下で確認できる 368 ページのところですれども。
2:39:24	ここに真ん中圧縮減容装置の設置時における設計方針のところエアモニタを新規に設置していうところがあるんですけど、まず確認は当エアモニターを設置していうのの場所とかそういうのが申請書上、天端時含めて、
2:39:43	書かれていないんじゃないかなと思うんですけど一応その書かれているものではないですよって確認と、あとこれ、実際どこにつけるんですかっていうところの説明をお願いします。
2:39:55	。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:56	9年度表です。エリアモニタにつきましては来許可でも当然東海第2発電所のところにエリアモニタリング設備を設置し、ということは書いていて、そう。その他地図を許可では示さなくてやっぱり工認の中で示していくと。
2:40:12	今回も同じ整理で考えています。ただつまり申請書に場所はないのかなというふうに考えていますので、実際どこにつけるのかということは作りを装置の横を考えています。
2:40:24	9条からそこじゃそれは当期結局あの時の整理と同じで、そのまとめ資料側の示し方も同じようにここについてないわけですけどそれは工認側でちゃんと示してっていうのは、既許可と同じ構成でいきますとそういう理解する人たちはですね、基本的にはその通りです。
2:40:43	はい、理解をしました。
2:40:58	あとちょっと記載ぶりですけども規制庁カードです。367ページのところで、これは30条の第1項2号のところですけども、一番下の
2:41:14	かご最大こうじゃない第2号のほうですね、第2項のほうですね圧縮減容装置の設置における設計方針で一番下にその縮減措置は出入り管理方法を汚染管理及び除染等を行う施設に係るものではないため適合
2:41:29	対象外とするってあるんですけど、ここはちょっと大きさEの理由として、ちょっと検討が必要かなと思ってまして、
2:41:40	それは例えば350ページのところに要求事項が書いてあるんですけど、これ結局この工場棟には放射線から2項のところは工場等には放射線から放射線業務従事者防護するために放射線管理施設を設けなければならないっていう要求事項なので、
2:41:57	今回の圧縮減容装置は当然放射性物質を扱う設備なので、もしこれを設置する場合には当然その放射線業務従事者に対して、放射線管理エアを防護するために放射線管理の施設っていうのは設けなきゃいけないっていうことだと思ってよくわかると思うんですよ。なんですけど。
2:42:17	なんですけど、これがそのもととその放射線管理施設に設置が設置された固体廃棄物作業建屋の中に置いてるからっていうことなのであれば、それを多分個々の設計方針のところにはおそらく書かなきゃいけなくて、
2:42:33	今書き方だと縮減措置は放射線管理設備ではありませんって言っている形になるのでちょっとここはどういう書きぶりにするかっていうところは少し検討が必要かなと思いますので、
2:42:49	日本原電だけではですね装置ました既設の洗缶設備や除染設備で、これらの用務に圧縮処理に従事する人間も問題なく対応できるということを示した上で対象外だということを知る文章にいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:04	はい。ちょっとじゃあ御検討いただければと政党その他規制側から確認 30 条関係ありますでしょうか。
2:43:14	よろしいですかね。はい。よろしければ次に進みたいと思います。
2:43:32	当JAにとりあえずけども現在本店次の増分を 4 条に進んでよろしいでしょうか。
2:43:47	すみません、10、
2:43:49	いや、そしたら 40 の方。
2:43:52	すみません、じゃあ、原燃時割り振る 12 条の御説明に入らせていただければと思います。ちょっとすみません、失礼しました。
2:44:06	日本原子力発電の浅沼ですよろしくお願いします。
2:44:11	それでは資料の一番の
2:44:21	で通し番号でいくと 200205 ページ以降が 12 条に関する説明になります。
2:44:28	具体的な内容を説明させていただきますと通し番号 215 ページをお願いします。
2:44:39	まず
2:44:42	2 ポツ 1E12 条の第 1 項についてなんですけれども、時許可では安全施設を発言者の減資発電用軽水型。
2:44:52	原子炉施設の安全機能重要度分類に関する審査し、これに基づきまして、それが足さ安全機能の性質に応じて異常発生防止系及び異常影響緩和系に分類しております。また安全施設の有する安全機能の重要度に応じてクラス 1、
2:45:08	クラス 2 及びクラス 3 に分類しております安全施設はこの分離に応じましてそれぞれの基本的目標を達成することができる設計方針とすることにより、安全機能を確保するということとしております。
2:45:21	続きましてその下行きますと縮減を装置の設置における設計方針を記載してございます。圧縮減容装置につきましては放射性物質の貯蔵機能を有する固体廃棄物処理系、A の一つ設備であるというふうに考えております。このためです。一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、
2:45:40	かつ、維持することを基本的目標として設計いたします。したがって許可既許可における指摘ございませんけれども白丸たものというふうに考えております。
2:45:51	12 は次のページの 216 ページ移りまして
2:45:56	10 日の第 12-1 表で表にして整理はしてございますが、繰り返しになりますけれどもお答えが器物処理系は PS3 に分類するということで放射性物質の貯蔵機能ということで整理しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:11	続きまして、12 条の第 2 項についてになります。許可では安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に安全の特に高い安全機能を有するものとして、12 条の解釈の 12 条 3 に示されて機能を有するものについての要求事項が定められております。
2:46:29	解釈 3 について示されている機能についてはクラス 1 それからクラス 2 に関わるものでありまして、クラス 3 については本項の適用対象外というふうにしております。
2:46:40	これを踏まえまして圧縮装置のスミヤ装置の設置位置における設計方針ですが、PS3 ということでクラス 3 になりますので、安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの、これに該当せず、本項については適合対象外というふうを考えております。
2:47:00	続きまして 12 条の第 3 項になります。許可では安全施設の設計条件を設定するにあたっては材料疲労劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう通常運転時へ運転時の異常な過渡変化時、
2:47:15	及び設計基準事故時に想定される圧力温度、湿度、放射線料等各種の環境条件で期待される安全機能を発揮できる堰設計としております。
2:47:26	これを踏まえまして圧縮減容装置の設置における設計方針ですが、縮減措置は放射性物質の貯蔵機能PS3 を有すること廃棄物処理系の設備であります。このため、通常運転時運転時の異常な過渡変化時、
2:47:41	及び設計基準事故時に想定される環境条件、圧力温度を湿度を鎖線等において放射性物質の貯蔵機能が発揮できる設計とします設計といたします。
2:47:52	関係条件につきましては仕組みの装置が設置されます固体廃棄物作業建屋これ屋外に設置されているということと、答え基部先ほど建屋内には圧力温度上昇要因がないことを踏まえて設定をしたいというふうを考えております。
2:48:07	続きまして第 20、12 条を第 4 項につきついてあります。
2:48:14	時許可では安全施設はその健全性及び能力を確認するためにその機能を安全機能の重要度に応じて、
2:48:22	運転中または停止中に試験または検査ができる設計としております。
2:48:27	また許可においては、解釈の第 2 条第十二条 9 に示される表-3 のほう機器等について、ウランに示される。
2:48:37	試験または検査に関わる池事故満たせを設計をしております。この表に
2:48:44	の中にですね往査生物の貯蔵機能を有する設備については示されていないというのが、設計方針になります。
2:48:52	これを踏まえまして、設置における設計方針ですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:57	繰り返しになりますがプラス廃棄物処理系の設備でありまして、放射性物質の貯蔵機能を有する固体廃棄物処理系の機能の健全性を定型的な試験または検査、これ保全プログラムに基づく点検等を考えておりますが、これを行うことにより確認できる設計といたします。
2:49:17	また以降については先ほど受会社の表には該当しないということを改めて述べております。
2:49:26	4 乗以上になりまして、続いた横本坑以上になりますので続いて第 5 項につきについてですね、許可では発電用原子炉施設内部においては内部発生エネルギーの高い流体の弁の破損で配管の破断及び高速回転機器の破損による飛散物が想定されるため、
2:49:44	ブランドの安全性を損なうおそれのある飛散物が発生する可能性を十分比較をされるよう、機器の設計製作品質管理運転管理に十分な考慮を払うこととしております。
2:49:55	また毎日タービンの破損想定した場合でも飛散物によって安全施設の機能が損なわれている可能性は極めて低く設計としております。
2:50:04	これを踏まえた圧縮減容装置の設置時における設計方針になりますが、圧縮減容装置は内部発生エネルギーの高い流体を内包しておらず、高速回転機器にも該当しないので飛散物の発生元として考慮する必要はないというふうに考えております。
2:50:21	次のページいきまして、119 ページですけれども、
2:50:26	またタービンミサイル評価についてということでこれ原子炉安全専門審査会の資料になりますが、これにおいては未済で防護の対象を拡大期な冷却剤圧力バウンダリ及び諸済み燃料プールというふうにしておりまして、
2:50:41	放射性物の貯蔵機能を有すること廃棄物処理系は防護の対象となっております。従って本項については適合対象外というふうに考えております。
2:50:53	続いて第 6 項です。許可では重要安全施設である。
2:50:59	重要度を分類に関する審査指針に示されるMSもん設備を対象に人以上の発電用原子炉施設において共用または相互接続設備はないというふうにしております。
2:51:11	これを踏まえた市区ふげん装置の設置により設計方針ですが、圧縮減容装置は貯蔵を放射性物質の貯蔵機能を有することが義務証券の設備であります。このため重要安全施設に改定しておりませんので、本項については適用対象外というふうに考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:28	続きまして第7項です。12条第7項では安全施設のうち、人以上の発電用原子炉施設間で共用する場合についての要求事項が定めております。来固化において2条の発電用原子炉施設間で共用する安全説は、
2:51:45	固体廃棄物処理系、所内もいれ所内蒸気系給水処理系、緊急時対策所を通信連絡設備、鎖線管理設備及び消火系というふうにしております。
2:51:56	これを踏まえた試験装置の設計方針ですけれども、先ほど少し話もありましたがスクリーンの措置はカタギリ石の設備ではあるんですけれども、東海東海発電所と共用しないということですので、共用しない設計というふうにしております。
2:52:13	あと12条については以上になります。
2:52:17	YKTの加藤です。説明ありがとうございます。それで今216ページ通しの216ページのところに重要度分類の表の形で載っていますけれども、これは一応確認ですけど、既許可の段階からそのPSがその放射性物の貯蔵機能って、
2:52:37	いうものには固体廃棄物処理系っていう形として、登録をされていたというそこはその理解でまずやっていますか。はい。ご認識の通りですが、現在は狭です。規制庁側で差がありました。計として登録がされているので215ページ。
2:52:56	この第1項のところの適用設計方針っていうところではその縮減層自体はちょうど昨日持っている固体廃棄物処理系の処理系としての設備であるということで1PSRに位置付けられていることができる処理系の設備だということで、A系として登録がされている。
2:53:16	この設備も当然そこにPPに含まれるものなので、PSRに位置付けられてるんですけどっていうところで説明があるということで理解をしました。
2:53:25	それで
2:53:27	少し圧縮減容装置のところ、今現状、1手法としての書きぶりとしてはこういう位置付けでPSRに位置付けられるてことは旧処理系の一部だっていうところでの
2:53:43	整理は理解をしているんですけども。
2:53:52	今日ぼこれは何度大ファン行のところですね。
2:54:00	参考のところ、
2:54:03	217ページのところに設計方針が、
2:54:08	規定をされていて圧縮減容装置はということで、あそこだからこれも同じ構成で期待をしているっていうことですね。
2:54:16	須高設計方針でも装置自体の環境条件を書くので。主原因装置は、結局そのここに書かれた環境条件でも、ちょうど機能を発揮。
2:54:28	できる設計とすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:32	ということなんですかね、ちょっとこの今コントロールできないのか何か放射性物質の貯蔵機能が発揮できる設計とするっていうのが主語が試験装置でちょっと機能が発揮できるっていう書き方になってるんですけど、この設計をすることで、結局固体廃棄物処理系は
2:54:49	PS案っていう能力を持っているっていうことなんだとすると、結局こういう縮減装置がこの環境条件の設計をすることで固体廃棄物処理系が
2:55:00	放射性物質の貯蔵機能っていうの最終的に発揮できるってまあそういう整理になるのかなとちょっと思いますけれどもいかがですか。
2:55:09	。
2:55:09	原電の浅沼です。答えを足踏みを措置も含めて固体廃棄物処理系に想定される環境条件として、その条件を設定しますので、その環境条件でちょっと機能が満足できると。
2:55:26	いうことを確認したいというふうに思っております。
2:55:30	だからねほぼ繰り返しですけど、固体廃棄物処理系としてその放射性物質の貯蔵機能が発揮できるようになるとcore集計を装置をその環境条件で設計することによってという理解でいいですかね。
2:55:43	当上げ載せまで再その通りです。規制庁のカドヤです。それちょっとロジックでずっとわかりづらかったのが第4号のところで200A17ページは記憶における設計方針なんですけど、218のほうですね。
2:56:01	118のほうで、
2:56:03	一番上のところから圧縮減容装置はというので、まず定期的な試験検査を行うことにより、確認できる設計とするというふうに言っていて、また圧縮減容装置は、
2:56:21	この解釈の比表のところ該当していないとあって、従って許可における適合のためのっていう形になってるかちょっとここが何か論理的に結局この、
2:56:38	許可基準規則のこの表に該当していないっていうのは記載がないのはそれは事実なんですけど、何かそれを受けて従ってっていうところが少しずつなんかそうです。だから適合してるんですけどっていうところはちょっとはかり理解ができないんですけど、ここはちょっとどういう趣旨でありますか。
2:56:57	県の薩摩です。来許可の設計方針217ページですね既許可における設計方針のところ、該当しないということを述べておりますので、
2:57:10	ここに具体、また改めて書く必要はないかなと今感じてました
2:57:16	118ページの一目のパラグラフで設計方針を踏まえたものというのは完結しますので、
2:57:23	ここ省きたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:26	やっぱり我々解釈の表にないから適合しているわけじゃないということで、多分その受けのところをちょっと検討していただいて、規制をちょっと整理いただければいいかなと思います。
2:57:40	発表は第7項の共有のところ119ページのところに供用29ページ20ページありますけど、これは先ほどちょっと議論があった通り、と縮減大掃除自体は共用はしなくて、その共用
2:57:57	しなくても大丈夫だっていうのがその直方向の廃棄物のその管理とかがちゃんとなされていて識別がされているからってということで、
2:58:06	ここの辺りの説明はあれなんですかね、さっきの28条とかそっち側でかわられるという理解でいいですか。
2:58:18	原電道路です。その通り時差の先ほどの議論を踏まえて28ページのほうに記載することで今考えています。わかりました。なのでここでは単純にも共用しないということを生きているということですね。
2:58:34	はい。にくくしました。
2:58:38	と規制側から12条関係で確認等ありますか。
2:58:46	特によろしい。
2:58:51	ちょっと時間も来ているんですけど。
2:59:32	規制庁の中ですね。そうしたらですねちょっと1点、ちょっと全体に関わる話で先ほど議論の途中でまとめ資料の話っていうのもちょっと出てきたと思うんですけど。
2:59:50	先ほどのやりとりで、もういいかなと思うんですけど、今、結局、基準の適合のところ本文添付8で何が書かれるかっていうところがちょっとこの資料上今読めなくて、過去のものは大分整理はされてきて、
3:00:07	まとめ資料で全体として方針はこうですっていうのは踏まえたものっていうのは理解はできてきたんですけど結局最後先ほどアマノからもありました通り、基準適合がじゃあ何でもってなされてるのかっていうところがやはりちょっと見えないので、まとめ資料のところはその整理を
3:00:24	しっかり言い続けていただきたいなというふうに思っています。それで、少しちょっと申請書の本文のところでも少しちょっと気づいたこと等があるので、少しちょっと増整理をしておいたほうがいいかなと思うんですけど、これ
3:00:43	今、もともとそのBだっているその圧縮、装置があって、今回その圧縮減容装置っていうのがあって、ちょっとその記載ぶりの中で、メールは今減容装置って書かれていて、縮減装置の圧縮減容装置っていうふうに考え
3:01:03	てるんですけど、装置の名前は多分この二つで区別それぞれ区別ができていると思うんですけど、その行為ですね、行うことが、例えば両方とも圧縮で済ま

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しているところがあったり、片や圧縮減容って書いてあったりっていうので、少し
3:01:20	この足減容装置で使うときの行為は何で圧縮減容装置で行うのは、内であって いうことで浜銀を通じて行うのは行う措置で行う行為は減容で圧縮減容の方 法圧縮減容っていうとこですね、少し
3:01:35	言葉の整理がちょっとついてないところが見えましたのでちょっとあるときに本 文の記載のところとかはよく確認をして検討していただければというふうに思 います。
3:01:50	原電号炉です承知いたしました。
3:01:54	はい。それで後その他 1、今日のところ全体通してお気づきの点規制側からあ りましたらお願いできればと思います。
3:02:10	規制庁の浜田です。先ほど 28 条関係で 304 ページですか。ちょっと
3:02:20	図 10 の説明と、その前のページの
3:02:28	302 から 303 ページの御説明があったんですけど。
3:02:32	ちょっと今日別途配付していただいた④の資料、
3:02:37	は特に御説明はなかったんですけど
3:02:41	④の資料の 2 ページ、2 ページに相当するところがおそらく一部は、
3:02:46	303 ページなりに書いていただいているんだと思うんですけど、この 2 ページは ある程度せ整理していただいた上で説明を伺ったということなので、今補足説 明資料として、最終的に
3:03:03	審査資料の形で整理していただいたほうがいいんじゃないかなあとは思って んですけどいかがでしょうか。
3:03:15	原電の浦です。
3:03:17	承知いたしました。資料の 4 のですね、センスをもう少し 28 条の説明のほうに 加えることで充実させたいと思います。以上です。
3:03:29	規制庁のものでよろしく申し上げます。
3:03:36	はい。その他よろしいですか。
3:03:40	ちょっと事業者側から今後のちょっと予定ですけど、次にあそこそれはまた今 度ですね、ごめんなさいえっと、当事業所側から何か
3:03:52	追加での質問なりコメントなりありますでしょうか。
3:04:00	規制庁にいる原電側のほうは特にありません。本店側のほうは大丈夫でしょ うかご確認ください。
3:04:09	原電のアリモリです。本店が特にありません。以上です。はい、ありがとうござ います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:18	はい。以上でですね東海第 2A 発電所の周辺装置の設置に係るヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。お疲れ様でした。
3:04:29	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。